## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成23年8月31日提出

【発行者名】 アムンディ・ジャパン株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー

【本店の所在の場所】 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号

【事務連絡者氏名】 横田 陽子

【電話番号】 03-3593-5928

【届出の対象とした募集(売出)内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】

リそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)

【届出の対象とした募集(売出)内国投

資信託受益証券の金額】

継続募集期間:5,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## (1)【ファンドの名称】

りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)(以下「ファンド」といいます。)

#### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

アムンディ・ジャパン株式会社を委託会社とし、株式会社りそな銀行を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)です。

ファンドの受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

# (3)【発行(売出)価額の総額】

5,000億円を上限とします。

#### (4)【発行(売出)価格】

取得日の前日の基準価額 とします(当初元本:1口=1円)。

取得日は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。

お申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社(販売会社については、「(12)その他 委託会社のお問合せ先」にご照会ください。)において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。ただし、お申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、お申込日が取得日となる申込みには応じないものとします。

お申込日の正午を過ぎて申込金を払い込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の翌営業日以降、最初に、取得にかかる基準価額(営業日の前日の基準価額)が1口当たり1円となった計算日の翌営業日が取得日となります。

基準価額は、委託会社(お問合せ窓口は、「(12)その他 委託会社のお問合せ先」をご参照ください。)または販売会社(お申込み窓口等)にお問合せください。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます(ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。)。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

## (5)【申込手数料】

ありません。

## (6)【申込単位】

1円以上1円単位です(自動けいぞく投資専用)。

## (7)【申込期間】

平成23年9月1日から平成24年8月31日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

#### (8)【申込取扱場所】

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については、「(12)その他 委託会社のお問合せ先」にご照会ください。)にお問合せください。

## (9)【払込期日】

申込代金(取得日の前日の基準価額に取得申込口数を乗じた金額)は販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が申込代金の支払いを確認できた時間により、受益権の取得日が異なります。詳しくは販売会社にお問合せください。

振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社より委託 会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

#### (10)【払込取扱場所】

申込代金はお申込みの販売会社へお支払ください。払込取扱場所については、上記「(8)申込取扱場所」と同一です。

## (11)【振替機関に関する事項】

ファンドの振替受益権の振替機関は、下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

#### (12)【その他】

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込みを行います。販売会社は、ファンドの取得申込みに際し、書面で取引に関する確認を行う場合があります。

その際、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します(ファンドは、自動けいぞく投資専用のファンドです。)。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

### 振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)の振替受益権であり、 社振法の規定の適用を受け、前記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかか る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、解約(換金)代金は、社振法および前記「(11)振替機関に関する 事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### (ご参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいま

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

す。) への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問合せ先

# アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

# 第二部【ファンド情報】

## 第1 【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

## ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信/国内/債券/MMFに属します。

商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3)ファンドの仕組み」をご参照ください。

#### 商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    |
|---------|--------|-------------------|------|---------|
|         | 国内     | 株式                | MMF  |         |
| 単位型投信   |        | 債券                |      | インデックス型 |
|         | 海外     | 不動産投信             | MRF  |         |
| 追加型投信   |        | その他資産( )          |      | 特殊型     |
|         | 内外     | 資産複合              | ETF  |         |

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっております。

| 追加型投信                           | 一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の<br>信託財産とともに運用されるファンドをいいます。      |
|---------------------------------|---|
| 国内                              | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。 |
| 債券                              | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。    |
| M M F<br>(マネー・マネージメント・ファン<br>ド) | 「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいいます。                                    |

#### 属性区分表

| 一       |      |          |        |       |                    |        |
|---------|------|----------|--------|-------|--------------------|--------|
| 投資対象資産  | 決算頻度 | 投資対象地域   | 投資形態   | 為替ヘッジ | <br>  対象インデックス<br> | 特殊型    |
| 株式      | 年1回  | グローバル    | ファミリー  | あり    | 日経225              | ブル・ベア型 |
| 一般      |      |          | ファンド   | ( )   |                    |        |
| 大型株     |      | 日本       |        |       |                    |        |
| 中小型株    | 年2回  |          |        |       |                    | 条件付運用型 |
|         |      | 北米       |        |       | TOPIX              |        |
| 債券      |      |          |        |       |                    |        |
| 一般      | 年4回  | 区外       |        |       |                    | ロング・ショ |
| 公債      |      |          |        |       |                    | ート型/絶対 |
| 社債      |      | アジア      |        |       | その他                | 収益追求型  |
| その他債券   | 年6回  |          | ファンド・オ | なし    | ( )                |        |
| クレジット属  | (隔月) | オセアニア    | ブ・ファンズ |       |                    |        |
| 性( )    |      |          |        |       |                    | その他    |
|         |      | 中南米      |        |       |                    | ( )    |
| 不動産投信   | 年12回 |          |        |       |                    |        |
|         | (毎月) | アフリカ     |        |       |                    |        |
| その他資産   |      |          |        |       |                    |        |
| ( )     |      | 中近東 (中東) |        |       |                    |        |
|         | 日々   |          |        |       |                    |        |
| 資産複合    |      | エマージング   |        |       |                    |        |
| ( )     |      |          |        |       |                    |        |
| 資産配分固定型 | その他  |          |        |       |                    |        |
| 資産配分変更型 | ( )  |          |        |       |                    |        |

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

## なお、ファンドが該当する各分類(表の網掛け部分)の定義は以下のとおりとなっています。

| 債券 一般 | 目論見書または投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるものを |
|-------|---|
|       | いい、公債、社債およびその他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。  |
| 日々    | 目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。 |
| 日本    | 目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉と |
|       | する旨の記載があるものをいいます。                       |

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義(上記網掛け部分)以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)をご参照ください。

# ファンドの特色

1)内外の公社債に投資を行います。

内外の公社債を中心に投資を行い、安定した収益の確保を目指します。

2)取得・換金のお申込みは、原則としていつでもできます。

取得・換金の際には、お申込手数料はかかりません。

取得日の前日の基準価額が1口当たり1円を下回っているときは、取得できません。

- 1.取得申込日の正午以前に申込金の払込みが販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。
- 2.取得申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。

取得日から換金請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、投資信託を換金される際に換金代金から差し引いて、残存投資者のために信託 財産に留保される金額をいいます。

3)収益分配金は、運用の実績に応じて変動します。

毎日決算を行い運用収益は全額分配します。収益分配金は運用の実績に応じて変動します。あらかじめ、一定の成果をお約束するものではありません。

4)収益分配金は、1ヵ月分をまとめて自動的に再投資します。

収益分配金は毎日計算し、原則として毎月の最終営業日に1ヵ月 分をまとめて、収益分配金に対する税金を差し引いたうえで、自動的に再投資します。

前月の最終営業日(その翌日以降に取得された場合は取得日)から当月の最終営業日の前日までの期間を指します。

5)マル優制度をご利用になれます。

少額貯蓄非課税制度(マル優)適格の投資信託です。

平成18年以降、マル優制度は障害者等に対する少額貯蓄非課税制度に改められました。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社にお 問合せください。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は、5,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

# (2) 【ファンドの沿革】

平成 4年 6月30日 信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

平成14年10月15日 ファンドの名称を「あさひ東京MMF(マネー・マネージメント・

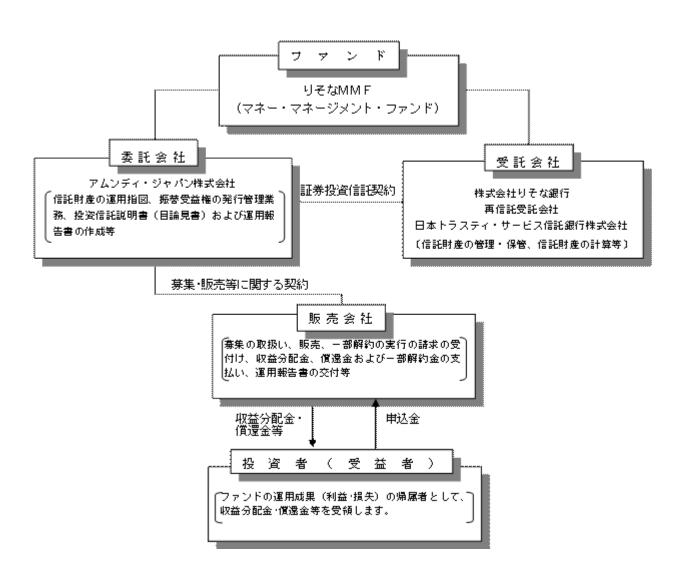
ファンド)」から「リそなMMF(マネー・マネージメント・ファ

ンド)」に変更

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社及びファンドの関係法人

## ファンドの関係法人



## 各契約の概要

| 各契約の種類                             | 契約の概要   |
|------------------------------------|---|
|                                    | 委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解                            |
| 募集・販売等に関する契約                       | 約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の                            |
|                                    | 支払い等に関する契約  |
| 証券投資信託契約<br>(証券投資信託にかかる信託契約(信託約款)) | 委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約 |

#### 委託会社の概況

| 名称等   | アムンディ・ジャパン株 | アムンディ・ジャパン株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)        |                      |            |      |  |  |  |  |
|-------|-------------|--|----------------------|------------|------|--|--|--|--|
| 資本金の額 | 12億円        |  |                      |            |      |  |  |  |  |
| 会 社   | 昭和46年11月22日 | 山一投資カウンセリング  | 山一投資カウンセリング株式会社設立    |            |      |  |  |  |  |
| の沿革   | 昭和55年 1月 4日 | 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更                  |                      |            |      |  |  |  |  |
|       | 平成10年 1月28日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社 (現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社) が主要株主となる |                      |            |      |  |  |  |  |
|       | 平成10年 4月 1日 | 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更                |                      |            |      |  |  |  |  |
|       | 平成10年11月30日 | 証券投資信託委託会社の  | 免許取得                 |            |      |  |  |  |  |
|       | 平成16年 8月 1日 | りそなアセットマネジメ<br>株式会社へ社名変更                             | ント株式会社と合併し、ソシエテジェネラ川 | レアセットマネジ   | メント  |  |  |  |  |
|       | 平成19年 9月30日 | 金融商品取引法の施行に  | 伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者  | の登録を行う     |      |  |  |  |  |
|       | 平成22年 7月 1日 | クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更    |                      |            |      |  |  |  |  |
| 大株主   | 名           | 称  | 住 所                  | 所有株式数      | 比率   |  |  |  |  |
| の状況   | アムンディ・ジャパンホ | ールディング株式会社   | 東京都千代田区内幸町一丁目2番2号    | 2,400,000株 | 100% |  |  |  |  |

(本書作成日現在)

## 《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ(約74兆円、1ユーロ = 107.90円で換算。2010年12月末現在) を超え、欧州第3位、世界ではトップ・テン に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査 (2010年6月版 (数値は2009年12月末現在))

## 2【投資方針】

## (1) 【投資方針】

内外の公社債を中心に投資し、安定した収益の確保を目指して安定運用を行います。

## (2) 【投資対象】

主な投資対象

内外の公社債を主要投資対象とします。

## 運用の指図範囲

委託会社は、信託金を主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証

券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)で市場性のあるものに投資することを指図します。

- 1. 国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券を除きます。新株予約権付社債については、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)に限ります。)
- 5. コマーシャル・ペーパー
- 6.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から5.の証券または証書の性質を有するもの
- 7. 外国法人の発行する証券または証書で、銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者 の貸付債権を信託する信託の受益権またはこれに類する権利を表示するもの(以下「外国貸付 債権信託受益証券」といいます。)
- 8. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 9.銀行、信託会社その他政令で定める金融機関または主として住宅の取得に必要な長期資金の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権および外国法人に対する権利で同様の権利の性質を有するもの(以下「住宅ローン債権信託受益権」といいます。)

なお、1.から4.までの証券および6.の証券のうち1.から4.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

ただし、余裕金については、預金、指定金銭信託、コール・ローンまたは手形割引市場において売買される手形により運用することの指図ができます。

有価証券の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券 先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引と類似の取引を行うことができます。

信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債の貸付の指図ができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、および運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図ができます。

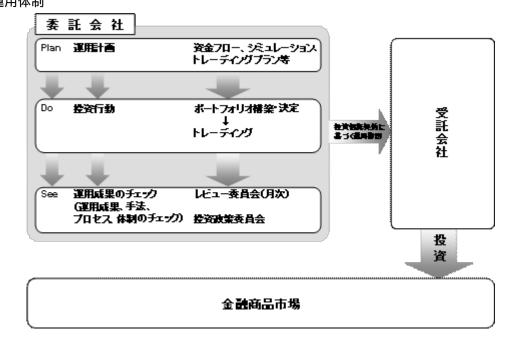
#### (3) 【運用体制】

投資戦略の決定および運用の実行

CIO(最高運用責任者)に承認された運用計画に基づき、運用本部に所属するファンド・マネージャーが、ポートフォリオを構築します。

運用結果の評価

月次で開催するレビュー委員会において、運用評価の結果が運用関係者にフィードバックされます。 運用体制



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・運用本部各運用部 (5名程度)

投資行動・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー(5名程度)

運用成果のチェック・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

#### 関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

# (4)【分配方針】

#### 収益分配方針

ファンドは毎日決算を行い、原則として、信託財産から生ずる利益の全額を毎日分配します。

# 収益の分配

信託財産から生ずる利益(以下の1)に掲げる収益等の合計額が以下の2)に掲げる経費等の合計額を超える場合の差額をいいます。)は、その全額を毎日、収益分配金として信託財産に計上します。ただし、計算期末において損失(以下の1)の合計額が2)の合計額に満たない場合の差額をいいます。以下同じ。)を生じた場合は、その損失額を繰越欠損金として次期に繰越すものとします。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

- 1)毎計算期間における利子、貸付有価証券にかかる品貸料またはこれらに類する収益、売買・償還金等による利益、評価益、解約差益金およびその他収益金
- 2)毎計算期間における信託報酬、売買・償還等による損失、評価損、繰越欠損金補填額およびその他費用

#### 収益分配金の再投資

- 1)受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、前月の最終営業日(その翌日以降に追加設定を行った場合については追加設定日)から当月の最終営業日の前日までの各計算期間にかかる収益分配金で、当月の最終営業日の前日現在の受益権に帰属する収益分配金が、当月の最終営業日に販売会社に交付されます。
- 2)販売会社は、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含む ものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約 (以下「別に定める契約」といいます。)の規定に基づき、各受益者毎に収益分配金に対する税金 を差し引いたうえ、自動的に全額再投資します。

なお、この場合における1口当たりの取得価額は、当月の最終営業日の前日の基準価額とします。ただし、当該基準価額が、当初設定時の1口の元本価額を下回ったときには、取得のお申込みは、当月の最終営業日以降、最初に、追加信託にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額になった計算日の基準価額による取得のお申込みとみなします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で、取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については、原則として取得申込者とします。)に帰属し、当該収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5)【投資制限】

信託約款に基づく投資制限

## (イ)投資する公社債の範囲

委託会社が投資することを指図する公社債のうち、外貨建公社債(外国通貨表示の公社債(利金および償還金が異なる通貨によって表示され支払われる複数通貨建公社債であって、利金または償還金のいずれかが外国通貨によって表示され支払われるものを含みます。)をいいます。)、外国または外国法人の発行する円貨建公社債およびわが国またはわが国法人が外国において発行する円貨建公社債については、金融商品取引所(本書において、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上場(上場予定を含みます。)されている銘柄およびこれに準ずるものとします。ただし、社債権者割当により取得する公社債についてはこの限りではありません。

## (口)株式への投資制限

株式および新株引受権証券への投資は行いません。

## (八)外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

#### (二) 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。外国有価証券市場における現物オプション取引は公社債に限るものとします。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、この(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2)委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における 通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を次の範 囲で行うことを指図できます。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 3)委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における 金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取 引を次の範囲で行うことを指図できます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
  - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品(以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
  - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに余裕金の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入住宅ローン債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が、当該余裕金等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券の利払金および償還

金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつこの(二)で規定する全オプション取引から生ずる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

## (ホ)スワップ取引の運用指図

- 1)委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび 為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とそ の元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことを 指図できます。
- 2)スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託 財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総 額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった 場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図し ます
- 4)スワップ取引の評価は、取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額を用います。
- 5)委託会社は、スワップ取引を行うにあたって必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

### (へ)同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

## (ト)資金の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するためならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、その借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2)前記1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
  - 1.一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による受取の確定している資金の額の範囲内
  - 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における支払資金の不足額の範囲内
  - 3.借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3)前記2)の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。
- 4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

#### 法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

### (イ)同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型 投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権(株主総会において議決を することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を 除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を 含みます。)の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信 託財産をもって当該株式を取得することはできません。

## (ロ)デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

このほか、委託会社は社団法人投資信託協会規則「MMF等の運営に関する規則」(平成16年3月19日制定)に基づいた運用を行っております。

## 3【投資リスク】

### (1) 基準価額の変動要因

ファンドは、主として公社債など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。 したがって、投資元本が保証されているものではありません。

ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

## 1)価格変動リスク

公社債はその発行体の政治状況および財政状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が値下がりするリスクがあります。ファンドが投資する公社債の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

## 2)金利変動リスク

公社債の価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には、公社債の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。 償還までの期間が長い債券ほど、金利が上昇した場合に、価格の下落幅が大きくなる傾向があります。

#### 3)信用リスク

一般に公社債およびコマーシャル・ペーパー等短期金融資産にデフォルト(債務不履行)が発生 した場合または予想される場合には、当該商品の価格は大きく下落するため、ファンドの基準価額 に大きな影響を及ぼす場合があります。

## 4)流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする場合、需要(または供給)がないため、市場実勢から期待される価格を大幅に下回る(上回る)価格でしか取引ができなくなるリスクをいいます。大口の換金を受けた場合や短期間での大量の換金があったとき等は換金資金の

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

手当てのため有価証券を市場で売却します。この場合、市場に大きなインパクトを与えることや市場実勢から期待される価格で有価証券を売買できないことがあります。また、一般に、市場規模や取引量の少ない有価証券を売買するにあたり、短時間での大量の売買により市場が大きなインパクトを受ける場合や市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢から期待される価格での売買ができなくなるおそれがあります。この結果、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。

#### 5) 為替リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。 たとえば、投資対象となる有価証券等が現地通貨建で値上がりした場合でも、投資先通貨に対して 円高となった場合には、当該外貨建有価証券の円換算価格は下落することがあります。この結果、 ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割り込むことがあります。なお、ファンドに おいて外貨建資産へ投資するにあたっては、為替ヘッジ等の活用により極力為替変動リスクを回 避することに努めます。

ただし、前記「MMF等の運営に関する規則」(社団法人投資信託協会 平成16年3月19日制定)の「投資制限」の規定において、「投資信託財産に組入れることができる資産は、円貨で約定し円貨で決済するものに限るものとする。」とされており、ファンドは、外貨建資産への投資を行っておりません。

基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

- (2) 投資信託と預金および預金等保護制度との関係について
  - ・投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
  - ・投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

## (3) その他の留意点

1)ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が5億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

2)換金の中止

金融商品市場(本書において、金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込受付を中止することがあります。

3)ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ) の適用はありません。

## (4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・運用パフォーマンスの評価・分析

リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマン

スの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

#### 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

ありません。

## (2)【換金(解約)手数料】

ありません。

ただし、ご換金の際に、取得日 1から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日未満の換金については、1万口につき10円の信託財産留保額 2が差し引かれます。

- 1「取得日」については、「第2 管理及び運営 (1)申込 (販売)手続等」をご参照ください。
- 2「信託財産留保額」とは、投資信託を解約される際に換金代金から差し引いて、残存受益者のために信託財産に留保される金額をいいます。

## (3)【信託報酬等】

#### 信託報酬等の額

委託会社(販売会社に対する報酬を含みます。)および受託会社の信託報酬の総額は、信託元本の額に、年10,000分の101.359以内の率で次に掲げる率(以下「信託報酬率」といいます。)を乗じて得た額とし、毎日計上します。

各週の最初の営業日(委託会社の営業日をいいます。以下同じ。)から翌週以降の最初の営業日の前日までの信託報酬率は、その週の最初の営業日の前日までの7日間の元本1万口当たりの収益分配金合計額の年換算収益分配率に100分の7.1114を乗じて得た率以内の率とします。ただし、当該率が年10,000分の35.557以下の場合には、年10,000分の35.557以内の率とし、かつ当該年換算収益分配率を上回らないものとします。

信託報酬率は、委託会社(後述の「第2管理及び運営(1)申込(販売)手続等」のお問合せ先をご参照ください。)にお問合せください。

上記の信託報酬の総額は、毎月の最終営業日または信託終了のとき信託財産中から支払うものと し、その配分については次の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社( ) | 受託会社( )                  |
|------|---------|--------------------------|
|      |         | 次の1.あるいは2.の率のうち、いずれか低い率  |
|      |         | 1.年万分の2.5                |
|      |         | 2.信託報酬率の区分に応じて決定される以下の率。 |

| 信託報酬率 - | 信託報酬率×          | (信託報酬率)          |                   |
|---------|-----------------|------------------|-------------------|
| ( + )   | 24.557 / 35.557 | 年0.15%超          | 信託報酬率×7.03/100    |
|         |                 | 年0.10%超 0.15%以下  | 信託報酬率×7.45/100    |
|         |                 | 年0.05%超 0.10%以下  | 信託報酬率×8.08/100    |
|         |                 | 年0.01%超 0.05%以下  | 信託報酬率×9.43/100    |
|         |                 | 年0.005%超 0.01%以下 | 信託報酬率×11.32/100   |
|         |                 | 年0.005%以下        | 信託報酬率×13.81 / 100 |

販売会社に配分される額には、消費税および地方消費税に相当する金額を含みます。

#### (4)【その他の手数料等】

## 信託事務等の諸費用

- 1)信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息ならびに信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は投資者の負担とし、信託財産中から支払います。
- 2)信託財産の財務諸表の監査報酬の額は、毎日信託元本の額に一定率を乗じて得た額とし、毎月の 最終営業日または信託終了のとき、監査報酬にかかる消費税等に相当する金額とともに信託財 産中から支払われます。

### その他の費用

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料および先物取引、オプション取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は、信託財産が負担します。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産が負担します。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### (5)【課税上の取扱い】

受益者(法人を含みます。)に対する課税については、次のような取扱いになります。なお、税法等が 改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

## 収益分配金

ファンドの収益分配金は、一律20%(所得税15%、地方税5%)の源泉分離課税で、確定申告の必要はありません。なお、法人受益者の場合、源泉徴収された税金は、申告の際に税額控除の対象となります。また、一部解約時にお受取りの収益分配金に対する税金も税額控除の対象となります。

## 一部解約時および償還時

基準価額および償還価額の元本超過額に対して、一律20% (所得税15% 地方税5%)の源泉分離課税となります。

障害者等に対する少額貯蓄非課税制度(マル優)について

ファンドはマル優の対象となっており、おひとり元金350万円(既にマル優をご利用の場合は、その金額を差し引いた額)まで非課税となります。

なお、販売会社によってはマル優制度の取扱いを行わない場合があります。詳しくは、販売会社に お問合せください。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

記載内容が変更されることがあります(平成23年6月末現在の税法に基づき記載しておりま す)。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

## 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

## 平成23年6月30日現在

| 資産の種類               | 国名 | 時価合計(円)        | 投資比率(%) |
|---------------------|----|----------------|---------|
| 国債証券                | 日本 | 12,994,749,441 | 66.72   |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | -  | 6,479,254,162  | 33.27   |
| 合計 (純資産総額)          | -  | 19,474,003,603 | 100.00  |

<sup>(</sup>注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

# (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## 平成23年6月30日現在

| lui a |    |      |             | ** <del>*</del> |           | 帳簿価額          | В      | 寺価評価額         | Tulata    |             | 投資        |
|-------|----|------|-------------|-----------------|-----------|---------------|--------|---------------|-----------|-------------|-----------|
| 位     | 地域 | 種類   | 銘柄名         | 領面 (円)          | 単価<br>(円) | 金額 (円)        | 単価 (円) | 金額 (円)        | 利率<br>(%) | 償還期限        | 比率<br>(%) |
| 1     | 日本 | 国債証券 | 第172回国庫短期証券 | 2,500,000,000   | 99.90     | 2,497,520,776 | 99.90  | 2,497,520,776 | 0         | 2012年2月20日  | 12.82     |
| 2     | 日本 | 国債証券 | 第163回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.99     | 1,499,966,595 | 99.99  | 1,499,966,595 | 0         | 2011年7月8日   | 7.70      |
| 3     | 日本 | 国債証券 | 第186回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.99     | 1,499,925,612 | 99.99  | 1,499,925,612 | 0         | 2011年7月19日  | 7.70      |
| 4     | 日本 | 国債証券 | 第170回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.98     | 1,499,797,632 | 99.98  | 1,499,797,632 | 0         | 2011年8月10日  | 7.70      |
| 5     | 日本 | 国債証券 | 第203回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.97     | 1,499,688,693 | 99.97  | 1,499,688,693 | 0         | 2011年9月26日  | 7.70      |
| 6     | 日本 | 国債証券 | 第184回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.96     | 1,499,511,596 | 99.96  | 1,499,511,596 | 0         | 2011年10月11日 | 7.70      |
| 7     | 日本 | 国債証券 | 第191回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.96     | 1,499,447,550 | 99.96  | 1,499,447,550 | 0         | 2011年11月10日 | 7.69      |
| 8     | 日本 | 国債証券 | 第165回国庫短期証券 | 1,500,000,000   | 99.92     | 1,498,890,987 | 99.92  | 1,498,890,987 | 0         | 2012年1月20日  | 7.69      |

#### 全8銘柄

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価比率をいいます。

単価は額面100円当たりの価格です。

# 種類別投資比率

## 平成23年6月30日現在

| 地域 | 種類   | 投資比率(%) |
|----|------|---------|
| 日本 | 国債証券 | 66.72   |
|    | 合計   | 66.72   |

<sup>\*</sup>投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

# (3)【運用実績】

# 【純資産の推移】

平成23年6月30日(直近日)現在、同日前1年以内における各月末、および下記各特定期間末におけるファンドの純資産総額、および基準価額(1万口当たり)の推移は次の通りです。

|                       | 純資産総額 (百万円) |         | 基準価額(1万口 | 当たり)(円) |
|-----------------------|-------------|---------|----------|---------|
|                       | (分配落)       | (分配付)   | (分配落)    | (分配付)   |
| 第19特定期間末(平成13年11月30日) | 210,263     | 210,264 | 10,000   | 10,000  |
| 第20特定期間末(平成14年 5月31日) | 72,542      | 72,542  | 10,000   | 10,000  |
| 第21特定期間末(平成14年11月30日) | 60,263      | 60,263  | 10,000   | 10,000  |
| 第22特定期間末(平成15年 5月31日) | 47,062      | 47,062  | 10,000   | 10,000  |
| 第23特定期間末(平成15年11月30日) | 38,453      | 38,453  | 10,000   | 10,000  |
| 第24特定期間末(平成16年 5月31日) | 31,627      | 31,627  | 10,000   | 10,000  |
| 第25特定期間末(平成16年11月30日) | 28,509      | 28,509  | 10,000   | 10,000  |
| 第26特定期間末(平成17年 5月31日) | 25,880      | 25,880  | 10,000   | 10,000  |
| 第27特定期間末(平成17年11月30日) | 24,340      | 24,340  | 10,000   | 10,000  |
| 第28特定期間末(平成18年 5月31日) | 20,940      | 20,940  | 10,000   | 10,000  |
| 第29特定期間末(平成18年11月30日) | 21,685      | 21,686  | 10,000   | 10,000  |
| 第30特定期間末(平成19年 5月31日) | 24,950      | 24,950  | 10,000   | 10,000  |
| 第31特定期間末(平成19年11月30日) | 24,095      | 24,095  | 10,000   | 10,000  |
| 第32特定期間末(平成20年 5月31日) | 22,673      | 22,673  | 10,000   | 10,000  |
| 第33特定期間末(平成20年11月30日) | 26,446      | 26,446  | 10,000   | 10,000  |
| 第34特定期間末(平成21年 5月31日) | 25,775      | 25,775  | 10,000   | 10,000  |
| 第35特定期間末(平成21年11月30日) | 20,735      | 20,735  | 10,000   | 10,000  |
| 第36特定期間末(平成22年 5月31日) | 20,406      | 20,406  | 10,000   | 10,000  |
| 第37特定期間末(平成22年11月30日) | 19,573      | 19,573  | 10,000   | 10,000  |
| 第38特定期間末(平成23年 5月31日) | 19,643      | 19,643  | 10,000   | 10,000  |
| 平成22年6月末日             | 20,277      | -       | 10,000   | -       |
| 7月末日                  | 19,775      | -       | 10,000   | -       |
| 8月末日                  | 19,819      | -       | 10,000   | -       |
| 9月末日                  | 19,261      | -       | 10,000   | -       |
| 10月末日                 | 19,433      | -       | 10,000   | -       |
| 11月末日                 | 19,573      | -       | 10,000   | -       |
| 12月末日                 | 20,017      | -       | 10,000   | -       |
| 平成23年1月末日             | 20,116      | -       | 10,000   | -       |
| 2月末日                  | 19,887      | -       | 10,000   | -       |
| 3月末日                  | 19,788      | -       | 10,000   | -       |
| 4月末日                  | 20,389      | -       | 10,000   | -       |
| 5月末日                  | 19,643      | -       | 10,000   | -       |

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 6月末日 | 19,474 | - | 10,000 | - |
|------|--------|---|--------|---|

# 【分配の推移】

| 特定期間                             | 1万口当たり分配金 |
|----------------------------------|-----------|
|                                  | (円)       |
| 第19特定期間(平成13年 5月31日~平成13年11月30日) | 6.04      |
| 第20特定期間(平成13年12月 1日~平成14年 5月31日) | 6.16      |
| 第21特定期間(平成14年 6月 1日~平成14年11月30日) | 1.56      |
| 第22特定期間(平成14年12月 1日~平成15年 5月31日) | 1.22      |
| 第23特定期間(平成15年 6月 1日~平成15年11月30日) | 0.46      |
| 第24特定期間(平成15年12月 1日~平成16年 5月31日) | 0.37      |
| 第25特定期間(平成16年 6月 1日~平成16年11月30日) | 0.36      |
| 第26特定期間(平成16年12月 1日~平成17年 5月31日) | 0.41      |
| 第27特定期間(平成17年 6月 1日~平成17年11月30日) | 0.66      |
| 第28特定期間(平成17年12月 1日~平成18年 5月31日) | 1.73      |
| 第29特定期間(平成18年 6月 1日~平成18年11月30日) | 11.97     |
| 第30特定期間(平成18年12月 1日~平成19年 5月31日) | 19.79     |
| 第31特定期間(平成19年 6月 1日~平成19年11月30日) | 24.65     |
| 第32特定期間(平成19年12月 1日~平成20年 5月31日) | 23.27     |
| 第33特定期間(平成20年 6月 1日~平成20年11月30日) | 24.14     |
| 第34特定期間(平成20年12月 1日~平成21年 5月31日) | 10.76     |
| 第35特定期間(平成21年 6月 1日~平成21年11月30日) | 5.38      |
| 第36特定期間(平成21年12月 1日~平成22年 5月31日) | 4.34      |
| 第37特定期間(平成22年 6月 1日~平成22年11月30日) | 3.19      |
| 第38特定期間(平成22年12月 1日~平成23年 5月31日) | 3.32      |

# 【収益率の推移】

| 特定期間                             | 収益率(%) |
|----------------------------------|--------|
| 第19特定期間(平成13年 5月31日~平成13年11月30日) | 0.06   |
| 第20特定期間(平成13年12月 1日~平成14年 5月31日) | 0.06   |
| 第21特定期間(平成14年 6月 1日~平成14年11月30日) | 0.02   |
| 第22特定期間(平成14年12月 1日~平成15年 5月31日) | 0.01   |
| 第23特定期間(平成15年 6月 1日~平成15年11月30日) | 0.00   |
| 第24特定期間(平成15年12月 1日~平成16年 5月31日) | 0.00   |
| 第25特定期間(平成16年 6月 1日~平成16年11月30日) | 0.00   |
| 第26特定期間(平成16年12月 1日~平成17年 5月31日) | 0.00   |
| 第27特定期間(平成17年 6月 1日~平成17年11月30日) | 0.01   |
| 第28特定期間(平成17年12月 1日~平成18年 5月31日) | 0.02   |
| 第29特定期間(平成18年 6月 1日~平成18年11月30日) | 0.12   |
| 第30特定期間(平成18年12月 1日~平成19年 5月31日) | 0.20   |

| 第31特定期間(平成19年 6月 1日~平成19年11月30日) | 0.25 |
|----------------------------------|------|
| 第32特定期間(平成19年12月 1日~平成20年 5月31日) | 0.23 |
| 第33特定期間(平成20年 6月 1日~平成20年11月30日) | 0.24 |
| 第34特定期間(平成20年12月 1日~平成21年 5月31日) | 0.11 |
| 第35特定期間(平成21年 6月 1日~平成21年11月30日) | 0.05 |
| 第36特定期間(平成21年12月 1日~平成22年 5月31日) | 0.04 |
| 第37特定期間(平成22年 6月 1日~平成22年11月30日) | 0.03 |
| 第38特定期間(平成22年12月 1日~平成23年 5月31日) | 0.03 |

(注)収益率の算出方法:特定期間末の基準価額(当該特定期間における1万口当たり分配金の合計額を含む。)から 当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前特定期間末基準価額」といいます。)を 控除した額を、前特定期間末基準価額で除して100を乗じた数値です。

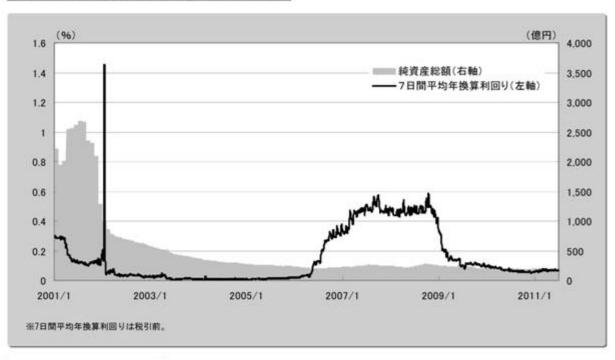
# (4)【設定及び解約の実績】

| 特定期間                             | 設定数量(口)        | 解約数量(口)         |
|----------------------------------|----------------|-----------------|
| 第19特定期間(平成13年 5月31日~平成13年11月30日) | 97,975,254,706 | 142,636,889,385 |
| 第20特定期間(平成13年12月 1日~平成14年 5月31日) | 21,149,360,233 | 158,870,796,812 |
| 第21特定期間(平成14年 6月 1日~平成14年11月30日) | 10,185,139,214 | 22,463,851,898  |
| 第22特定期間(平成14年12月 1日~平成15年 5月31日) | 8,755,093,761  | 21,955,871,373  |
| 第23特定期間(平成15年 6月 1日~平成15年11月30日) | 3,895,017,111  | 12,504,689,718  |
| 第24特定期間(平成15年12月 1日~平成16年 5月31日) | 3,567,942,953  | 10,393,758,580  |
| 第25特定期間(平成16年 6月 1日~平成16年11月30日) | 4,533,172,494  | 7,651,308,469   |
| 第26特定期間(平成16年12月 1日~平成17年 5月31日) | 2,803,507,398  | 5,431,915,568   |
| 第27特定期間(平成17年 6月 1日~平成17年11月30日) | 4,445,012,696  | 5,985,518,045   |
| 第28特定期間(平成17年12月 1日~平成18年 5月31日) | 3,467,540,267  | 6,867,398,705   |
| 第29特定期間(平成18年 6月 1日~平成18年11月30日) | 6,115,873,222  | 5,370,241,145   |
| 第30特定期間(平成18年12月 1日~平成19年 5月31日) | 9,435,137,827  | 6,170,839,861   |
| 第31特定期間(平成19年 6月 1日~平成19年11月30日) | 8,510,700,025  | 9,365,650,194   |
| 第32特定期間(平成19年12月 1日~平成20年 5月31日) | 5,405,450,402  | 6,827,542,634   |
| 第33特定期間(平成20年 6月 1日~平成20年11月30日) | 12,336,795,985 | 8,563,690,836   |
| 第34特定期間(平成20年12月 1日~平成21年 5月31日) | 6,555,937,752  | 7,226,790,164   |
| 第35特定期間(平成21年 6月 1日~平成21年11月30日) | 2,388,954,657  | 7,428,513,378   |
| 第36特定期間(平成21年12月 1日~平成22年 5月31日) | 4,024,790,728  | 4,354,470,624   |
| 第37特定期間(平成22年 6月 1日~平成22年11月30日) | 3,549,191,499  | 4,381,579,093   |
| 第38特定期間(平成22年12月 1日~平成23年 5月31日) | 3,898,377,148  | 3,828,314,785   |

# 運用実績

2011年6月30日現在

# 7日間平均年換算利回り・純資産の推移



# 主要な資産の状況

| ■ 資産配分                  | <b>:</b> ■ 1 | ■ 組入上位   | 210銘柄 ■      |           | ■ 組入資産            | 産の種類別         | 《残高 ■     |       |
|-------------------------|--------------|--|--------------|-----------|-------------------|---------------|-----------|-------|
| 公 社 債                   | 超入比率(%)      | 銘柄名  | 動而全額<br>(千円) | 評価額 (千円)  | 医分                | 副重全基<br>(百万円) | 評価額 (百万円) | 经商品比  |
| 国債、政府保証債、地方債            | 66.7         | 第172回国庫短期証券  | 2.500.000    | 2.497.520 | 国債証券              | 13, 000       | 12, 994   | 66.   |
| 公社債合計                   | 66. 7        | 第172回回甲双州亚芬  | 2,300,000    | 2,487,520 | 地方債証券             | 13,000        | 12, 334   | 0.0   |
| 短期金融資度                  |              | 第163回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,499,966 |                   | - 0           | - 0       | - 0.1 |
| その他資産                   | 10. 2        | 第186回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,499,925 | 特殊價証券<br>(除く金融債券) | 0             | 0         | 0.0   |
| 国債等の現先取引および             | 23. 1        | MATERIAL PROPERTY AND ADDRESS OF THE PARTY AND | 1 500 000    | 金         | 会融債券              | 0             | 0         | 0.0   |
| 国債等を担保とする<br>有担保コール・ローン |              | 第170回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,499,797 | 普通社債券             | 0             | 0         | 0.0   |
| 有世珠コール・ローン              | 第203回国庫短期証券  | 1,500,000  | 1,499,688    | 新株予約権付社債券 |                   |               |           |       |
| 短期金融資産合計                | 33. 3        | **************************************   |              |           | (転換社債)            |               | 0         | 0.0   |
| 슴 th                    | 100.0        | 第184回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,499,511 | CP                | 0             | 0         | 0.0   |
|                         |              | 第191回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,499,447 | CD                | 0             | 0         | 0.0   |
|                         |              | AND A SECURE OF AN ARREST MA   |              |           | 现先                | 4, 500        | 4, 499    | 23, 1 |
|                         |              | 第165回国庫短期証券  | 1,500,000    | 1,498,890 | その他資産             | -             | 1, 981    | 10.2  |
|                         |              | 全8銘柄   |              | 승차        | -                 | 19, 474       | 100.0     |       |

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

#### 第2【管理及び運営】

- 1【申込(販売)手続等】
  - 1)ファンドを取得される際には、販売会社(販売会社については、以下のお問合せ先にご照会ください。)に取引口座を開設のうえ、お申込みください。その際、ファンドの取得申込者は、販売会社との間で別に定める契約を締結します。取得のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。

上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

- 2) 1口当たりの取得価額は、「取得日」の前日の基準価額とします。なお、「取得日」は、取得のお申込みと申込金の払込みの時間により下記のように異なります。
  - 1.お申込日の正午以前に申込金の払込みが、販売会社において確認できた場合は、お申込日が取得日となります。

ただし、お申込日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回っているときは、販売会社は、お申込日が取得日となるお申込みには応じないものとします。

- 2.お申込日の正午を過ぎて申込金を払込んだ場合は、お申込日の翌営業日が取得日となります。 ただし、お申込日の翌営業日の前日の基準価額が、1口当たり1円を下回ったときは、お申込日の 翌営業日以降、最初に、基準価額(営業日の前日の基準価額)が1口当たり1円となった計算日 の翌営業日が取得日となります。
- 3)ファンドのお申込単位は1円以上1円単位とします。
- 4)委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申 込受付を中止することおよび既に受付けた取得の申込受付を取消すことができます。
- 5)なお、障害者等一定の条件に該当する取得申込者は、障害者等の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)をご利用することができます。マル優制度を利用する場合は、販売会社にお問合せください。

# アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

## 2【換金(解約)手続等】

換金に関する手続き、または換金価格についての詳細は、販売会社(販売会社については、前記「 1 申込(販売)手続等」のお問合せ先にご照会ください。)にお問合せください。

- 1)解約請求によりいつでも換金することができます。
- 2)委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。この場合における一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の前日の基準価額とします。
- 3)販売会社が、「取得日」から解約請求受付日の翌営業日の前日までの日数が30日に満たない受益権について一部解約の実行の請求を受付けた場合には、一部解約口数に応じ1万口につき10円の信託財産留保額を解約請求にかかる受益者の負担とし、原則として解約請求受付日の翌営業日に、一部解約金の中からこれを控除し、信託財産に留保します。この場合において収益分配金の再投資により取得した受益権については、当該収益分配金を生ずる基礎となった受益権の発行された日に発行されたものとみなします。

「信託財産留保額」とは、投資信託を中途で解約または買取りされる受益者の換金代金から差し引いて、

残存受益者の信託財産に繰入れられる金額をいいます。

- 4) 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 5)解約代金(一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の前日までに計上した再投資前の収益分配金を含めた額とします。)は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払うものとします。
- 6)販売会社によっては、一部解約の実行の請求を受付けた日当日に解約代金相当額の受取りを希望する受益者は、別に定める契約に基づく諸手続きの上、キャッシング(即日引出)が利用できる場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せください。
- 7)解約のお申込みの受付は原則として毎営業日の午後3時 までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることがあります。詳しくは販売会社にお問合せください。一部解約の申込総額が多額な場合で信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、諸事情により金融商品市場等が閉鎖された場合等一定の場合に一部解約の制限がかかる場合があります。

上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

- 8) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。
- 9)一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記2)の規定に準じて計算された価額とします。

ファンドの換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

#### 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

#### 1)基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除く)を法令および社団法 人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産 総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口 数で除した金額をいいます。(ただし便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。)

2)基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社または販売会社にお問合せください。お問合せ先につきましては、「1 申込(販売)手続等」をご参照ください。

- 3)組入資産の評価方法について(「MMF等の運営に関する規則」(社団法人投資信託協会平成16 年3月19日制定))
  - a . 組入れ債券等の評価
    - (1)組入債券の評価は、原則として時価により評価するものとし、時価は組入債券の銘柄ごとに委託会社が次に掲げる価額のいずれかから採用した価額とする。

日本証券業協会が発表する店頭売買参考統計値(平均値)

金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者(金商法第28条第1項に規定する金融商品取引業を行う者をいう。以下同じ。)および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいう。)また登録金融機関等が提示する価額(売気配相場を除く。)

価格情報会社の提供する価額

- (2) その他の有価証券等は、投資信託協会規則の他の規定に基づき評価するものとする。
- b. 償却原価法による評価
  - (1)次に掲げる債券は、償却原価法により評価することができるものとする。

残存期間が1年以内の債券で、A - 2またはP - 2格相当以上の短期格付もしくはA 3またはA -格相当以上の長期格付を取得している債券

満期保有目的債券

- (2)(1)に規定する償却原価法は、当該債券の買付約定成立の日または償還日の前年応答日(応答日が休日に当る場合は休日明け営業日)の前日の帳簿価額を取得価額として、同日から償還日の前日まで当該帳簿価額と償還価額(割引債は税込みの価額(額面価額に源泉税額を加えた価額)とする。)の差額を当該期間で日割り計算して得た金額を日々帳簿価額に加算または減算した価額により評価する方法とする。なお、加算または減算した価額は、売買損益に計上するものとする。
- (3) 償却原価法により評価している債券に指定された債券が、格付の引下げ等により時価と評価額に著しい乖離が生じた場合、または償却原価法の適用債券に適合しなくなった場合には、委託業者は監査法人または公認会計士と協議し、適切に対応するものとする。
- 4)外貨建資産の円換算および予約為替の評価
  - 1.信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
  - 2. 予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。
- 5)追加信託金等の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前日の基準価額に、追加信託する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、追加信託は、原則として追加信託を行う日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額と同額の場合に、これを行うことができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

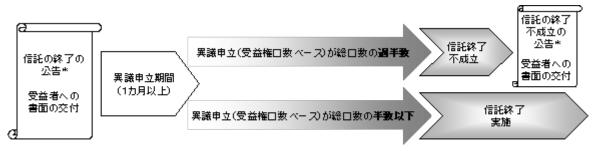
ファンドの信託期間は、無期限とします。ただし、「(5)その他 1)信託の終了(ファンドの繰上 償還)」により信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

ファンドの計算期間は、信託期間中の各1日とします。

#### (5)【その他】

- 1) 信託の終了(ファンドの繰上償還)
- 1.委託会社は、信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつその旨を記載 した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に かかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託契約の解約を行いません。
- 5.委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての 受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。



- \* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
- 6.前記3.~5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- 7.委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 8.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記2)信託約款の変更4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9.受託会社がその任務を辞任および解任される場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し信託を終了させます。

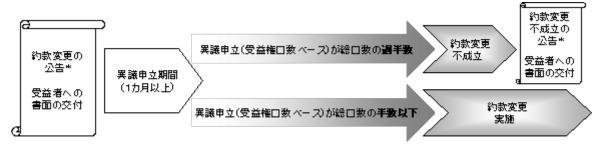
## 2)信託約款の変更

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、 受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようと する旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- 2.委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ変更しようと する旨およびその内容を公告し、かつこれらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知ら

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

れたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を 交付したときは原則として公告を行いません。

- 3.前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- 4.前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
- 5.委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告 し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付し ます。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- 6.委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.~5.までの規定にしたがいます。



\* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

#### 3)反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1)信託の終了(ファンドの繰上償還)」または「2)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

- 4)委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い
  - 1.委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
  - 2.委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
- 5)受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「2)信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 6)運用経過の報告

委託会社は1年に2回(5月、11月)運用報告書を作成します。運用報告書は、あらかじめお申出いただいたご住所に販売会社から送付します。

#### 7)公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 8)信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にか

かる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

9)関係法人との契約の更新

委託会社と販売会社との間で締結された投資信託受益権の募集・販売の取扱いに関する契約は、契約日より1年間を有効期間とし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、その後の取扱いについても同様とします。

#### 10)開示

ファンドの有価証券報告書を毎年5月および11月の特定期間経過後3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

## 4【受益者の権利等】

この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、 分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受託会社は、収益分配金については、原則として委託会社が販売会社に交付する日に、一部解約金および一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金については、販売会社が受益者に支払いを行う日に、また、償還金および償還にかかる受益権に帰属する収益分配金については、支払開始日前に、委託会社の指定する預金口座等に払い込みます。委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受託会社は受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとします。

#### 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、別に定める契約の規定に基づき、毎月1回、1ヵ月分をまとめて毎月最終営業日に収益分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に全額再投資されます。
- 3)販売会社と別に定める契約を締結した受益者が、信託の一部解約を請求する場合において、その受益権に帰属する収益分配金があるときは、解約請求受付日の翌営業日から販売会社の営業所等において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金に対してその持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金および償還の対象となる受益権に帰属する収益分配金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会 社の指定する日から販売会社の営業所等において受益者に支払います。

#### 換金に関する請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより当該受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法については、「2換金(解約)手続等」をご参照ください。 収益分配金および償還金の時効

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づき作成しております。
  - なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成22年6月1日から平成22年11月30日まで)及び当期(平成22年12月1日から平成23年5月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

# 1【財務諸表】

【りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

|                | 前期<br>(平成22年11月30日現在) | 当期<br>(平成23年 5月31日) |  |
|----------------|-----------------------|---------------------|--|
| 資産の部           |                       |                     |  |
| 流動資産           |                       |                     |  |
| コール・ローン        | 2,081,358,672         | 1,655,253,525       |  |
| 国債証券           | 13,497,419,187        | 13,494,424,946      |  |
| 現先取引勘定         | 3,995,128,000         | 4,494,285,000       |  |
| 未収利息           | 15,987                | 13,967              |  |
| 流動資産合計         | 19,573,921,846        | 19,643,977,438      |  |
| 資産合計           | 19,573,921,846        | 19,643,977,438      |  |
| 負債の部           |                       |                     |  |
| 流動負債           |                       |                     |  |
| 未払収益分配金        | 39,147                | 19,643              |  |
| 未払受託者報酬        | 2,574                 | 2,045               |  |
| 未払委託者報酬        | 24,239                | 19,482              |  |
| その他未払費用        | 281                   | 282                 |  |
| 流動負債合計         | 66,241                | 41,452              |  |
| 負債合計           | 66,241                | 41,452              |  |
| 純資産の部          |                       |                     |  |
| 元本等            |                       |                     |  |
| 元本             | 19,573,855,420        | 19,643,917,783      |  |
| 剰余金            |                       |                     |  |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 185                   | 18,203              |  |
| 元本等合計          | 19,573,855,605        | 19,643,935,986      |  |
| 純資産合計          | 19,573,855,605        | 19,643,935,986      |  |
| 負債純資産合計        | 19,573,921,846        | 19,643,977,438      |  |
|                |                       |                     |  |

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 前期 当期 自 平成22年6月1日 自 平成22年12月1日 至 平成22年11月30日 至 平成23年5月31日 営業収益 受取利息 2,849,089 2,607,073 有価証券売買等損益 8,368,831 8,137,759 その他収益 53,973 49,074 営業収益合計 10,793,906 11,271,893 営業費用 受託者報酬 473,974 388,894 委託者報酬 4,463,288 3,699,303 その他費用 51,750 52,221 営業費用合計 4,140,418 4,989,012 営業利益又は営業損失( 6,653,488 6,282,881 経常利益又は経常損失( 6,282,881 6,653,488 当期純利益又は当期純損失( 6,282,881 6,653,488 期首剰余金又は期首欠損金( 7,290 185 ) 6,289,986 分配金 6,635,470 期末剰余金又は期末欠損金() 185 18,203

# (3)【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期 別            | 前期                                     |
|----------------|--|
|                | 自 平成22年 6月 1日                          |
| 項目             | 至 平成22年11月30日                          |
| 1.運用資産の評価基準及び評 | 国債証券                                   |
| 価方法            | 原則として時価で評価しております。                      |
|                | 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しておりま      |
|                | す。                                     |
|                |  |
| 2.費用・収益の計上基準   | 有価証券売買等損益の計上基準                         |
|                | 約定日基準で計上しております。                        |
|                |  |
| 3.その他          | 当ファンドの特定期間は平成22年6月1日から平成22年11月30日までとなっ |
| 0. 60/15       | ております。                                 |
|                |  |

|              | 当期                                   |
|--------------|--------------------------------------|
| 項目           | 自 平成22年12月 1日                        |
|              | 至 平成23年 5月31日                        |
| 有価証券の評価基準及び評 | 国債証券                                 |
| 価方法          | 個別法に基づき、以下のとおり原則として、時価で評価しております。     |
|              | (1)金融商品取引所等に上場されている有価証券              |
|              | 原則として、金融商品取引所等における該当期間末日の最終相場(外貨建証券  |
|              | の場合は該当期間末日において知りうる直近の日の最終相場)で評価してお   |
|              | ります。                                 |
|              | (2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券             |
|              | 原則として、金融商品取引業者、銀行等の指示する価額(ただし、売気配相場は |
|              | 使用しない)又は価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価して   |
|              | おります。                                |

### (貸借対照表に関する注記)

| (食品対流状に関する圧的)             |                 |
|---------------------------|-----------------|
| 前期                        |                 |
| (平成22年11月30日現在)           |                 |
| 1.特定期間の末日における受益権の総数       | 19,573,855,420□ |
|                           |                 |
| 2.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 |                 |
| 1口当たり純資産額                 | 1.0000円         |
| (10,000口当たり純資産額           | 10,000円)        |

| 項目 | 当期<br>(平成23年5月31日) |
|----|--------------------|
|    |                    |

EDINET提出書類

アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 1 . 期首元本額            | 19,573,855,420円 |
|----------------------|-----------------|
| 期中追加設定元本額            | 3,898,377,148円  |
| 期中一部解約元本額            | 3,828,314,785円  |
| 2 . 特定期間末日における受益権の総数 | 19,643,917,783□ |

### (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期

自 平成22年 6月 1日

至 平成22年11月30日

### 分配金の計算過程

当該期末における分配対象金額 6,290,171円のうち、6,289,986円 (1万口当たり3.19円)を分配金額としております。

| 項目            |                     |            |
|---------------|---------------------|------------|
| 配当等収益額        | А                   | 2,849,089円 |
| 有価証券売買等損益     | В                   | 8,368,831円 |
| その他収益         | С                   | 53,973円    |
| 期首剰余金         | D                   | 7,290円     |
| 控除費用          | Е                   | 4,989,012円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | F=A + B + C + D - E | 6,290,171円 |
| 1万口当たり分配金額    | G                   | 3.19円      |
| 収益分配金金額       | Н                   | 6,289,986円 |

当期

自 平成22年12月1日

至 平成23年5月31日

#### 分配金の計算過程

計算期間末における分配対象収益額6,653,673円のうち、6,635,470円(1万口当たり3.32円)を分配金額としております。

A 配当等収益額 2,607,073円

B 有価証券売買等損益 8,137,759円

C その他収益 49,074円

D 期首剰余金 185円

E 控除費用 4,140,418円

F 当ファンドの分配対象収益額(A+B+C+D-E) 6,653,673円

G 1万口当たり分配金額 3.32円

H 収益分配金金額 6,635,470円

### (金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

| 期 別 | 前期            |
|-----|---------------|
|     | 自 平成22年 6月 1日 |
| 項目  | 至 平成22年11月30日 |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1.金融商品に対する取組方針

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、その取扱いについては、信託約款の定めに従うとともに、有価証券等の金融商品に対して、投資として運用することを目的としております。

2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

(1)金融商品の内容

有価証券

(その他の注記)2.有価証券関係に記載しております。

コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務

(2)金融商品に係るリスク

有価証券

有価証券に関しては、次のリスクが存在しております。

- ・価格変動リスク
- ・信用リスク
- ・流動性リスク
- 3. 金融商品に関するリスク 管理体制

委託会社において、独立した投資リスク管理に関する委員会を設けており、当該委員会でパフォーマンスの分析及び投資リスクの管理を行っております。パフォーマンスの分析では、月次でファンドの特性をふまえたパフォーマンス評価及び検討を行っています。また、投資リスクの管理においては、運用部門から独立したリスクマネジメント部が信託約款等の遵守状況、市場リスク、信用リスク及び流動性リスク等をモニターしており、委員会において報告されております。

市場リスクの管理

価格変動リスクについては、ポートフォリオにおけるリスクとファンドの商品 特性に照らして想定されるリスクとの比較分析を行っております。

信用リスク及び流動性リスクの管理

格付その他発行体等に関する情報を収集・分析のうえ、ファンドの商品特性に 照らして組入銘柄の信用リスクを管理しております。また、市場流動性の状況を 把握し、流動性リスクを管理しております。

4.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要 因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が 変動することもあります。

#### 2.金融商品の時価等に関する事項

| 期 別            | 前期                                  |
|----------------|-------------------------------------|
|                | 自 平成22年 6月 1日                       |
| 項目             | 至 平成22年11月30日                       |
| 1.貸借対照表計上額、時価及 | 当ファンドの保有する金融商品は原則としてすべて時価評価されているため、 |
| びその差額          | 貸借対照表計上額と時価との差額はありません。              |
|                |                                     |

| 2.時価の算定方法 | 有価証券                                |
|-----------|-------------------------------------|
|           | 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しているため省略しておりま  |
|           | ₫,                                  |
|           | コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務                 |
|           | これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当 |
|           | 該帳簿価額によっています。                       |

## .金融商品の状況に関する事項

|               | 当期                                       |
|---------------|--|
| 項目            | 自 平成22年12月1日                             |
|               | 至 平成23年5月31日                             |
| 1. 金融商品に対する取組 | 信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を     |
| 方針            | 投資対象として運用を行っております。                       |
|               |  |
| 2. 金融商品の内容及び当 | 当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を当ファンド     |
| 該金融商品に係るリス    | の貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で     |
| ク             | 保有しております。                                |
|               | 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リス    |
|               | ク等があります。                                 |
|               |  |
| 3. 金融商品に係るリスク | リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である国債のパフォーマン     |
| 管理体制          | ス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。 また、 価格変動 📗 |
|               | リスク、金利変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、    |
|               | 定期的にリスク委員会に報告しております。                     |
|               |  |
| 4. 金融商品の時価等に関 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合     |
| する事項についての補    | 理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前     |
| 足説明           | 提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異な     |
|               | ることもあります。                                |
|               |  |

### . 金融商品の時価等に関する事項

| 150           | 当期                                  |
|---------------|-------------------------------------|
| 項目            | (平成23年5月31日)                        |
| 1. 貸借対照表計上額、時 | 貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 価及びこれらの差額     |                                     |
|               |                                     |

2. 金融商品の時価の算定 方法並びに有価証券及 びデリバティブ取引に 関する事項 (1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。

(2)有価証券

時価の算定方法は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。

(3) デリバティブ取引

該当事項はありません。

### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

|      | 当期                   |
|------|----------------------|
| 種類   | (平成23年5月31日)         |
|      | 当計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 国債証券 | 45,180               |
| 合計   | 45,180               |

### (デリバティブ取引等に関する注記)

当期(平成23年5月31日)

該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

前期(自 平成22年6月1日 至 平成22年11月30日) 該当事項はありません。

当期(自 平成22年12月1日 至 平成23年5月31日) 該当事項はありません。

### (重要な後発事象に関する注記)

前期(自 平成22年6月1日 至 平成22年11月30日) 該当事項はありません。

### (1口当たり情報に関する注記)

|              | 当期           |
|--------------|--------------|
|              | (平成23年5月31日) |
| 1口当たり純資産額    | 1.0000円      |
| (1万口当たり純資産額) | (10,000円)    |

## (その他の注記)

## 1.元本の移動

|           | 前期            |                 |
|-----------|---------------|-----------------|
|           | 自 平成22年 6月 1日 |                 |
|           | 至 平成22年11月30日 |                 |
| 期首元本額     |               | 20,406,243,014円 |
| 期中追加設定元本額 |               | 3,549,191,499円  |
| 期中一部解約元本額 |               | 4,381,579,093円  |

## 2.有価証券関係

売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

|         | 前期                     |        |
|---------|------------------------|--------|
|         | 自 平成22年 6月 1日          |        |
|         | 至 平成22年11月30日          |        |
| 種類      | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |        |
| 国 債 証 券 |                        | 40,065 |
| 合 計     |                        | 40,065 |

## 3. デリバティブ取引関係

前期(平成22年11月30日現在) 該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

| 種類   | 通貨      | 銘柄          | 額面             | 評価額            | 備考 |
|------|---------|-------------|----------------|----------------|----|
| 国債証券 | 日本円     | 第163回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,499,824,305  |    |
|      |         | 第165回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,498,727,097  |    |
|      |         | 第170回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,499,646,042  |    |
|      |         | 第172回国庫短期証券 | 2,500,000,000  | 2,497,203,016  |    |
|      |         | 第175回国庫短期証券 | 2,000,000,000  | 1,999,970,108  |    |
|      |         | 第181回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,499,884,590  |    |
|      |         | 第184回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,499,368,016  |    |
|      |         | 第186回国庫短期証券 | 1,500,000,000  | 1,499,801,772  |    |
|      | 小計      |             | 13,500,000,000 | 13,494,424,946 |    |
|      |         | 銘柄数         | 8              |                |    |
|      |         | 組入時価比率      | 68.7%          | 100.0%         |    |
|      | 国債証券 合計 |             |                | 13,494,424,946 |    |
|      |         | 合計          |                | 13,494,424,946 |    |

<sup>(</sup>注)組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

## 平成23年6月30日現在

| 資産総額           | 19,474,064,112 円 |
|----------------|------------------|
| 負債総額           | 60,509 円         |
| 純資産総額( - )     | 19,474,003,603 円 |
| 発行済口数          | 19,473,996,912 □ |
| 1口当たり純資産額( / ) | 10,000 円         |
| (1万口当たりの純資産額)  | (1.0000 円)       |

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

#### 2 受益証券名義書き換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変 更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### 3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。前記 の申請のある場合には、前記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### 4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### 5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を 均等に再分割できるものとします。

#### 6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

### 7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の 支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款 の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

### 第三部 【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

### (1)資本金の額

本書提出日現在

資本金の額 : 12億円

発行株式総数 : 9,000,000株 発行済株式総数 : 2,400,000株

過去5年間における資本金の額の増減はありません。

### (2)委託会社の概況

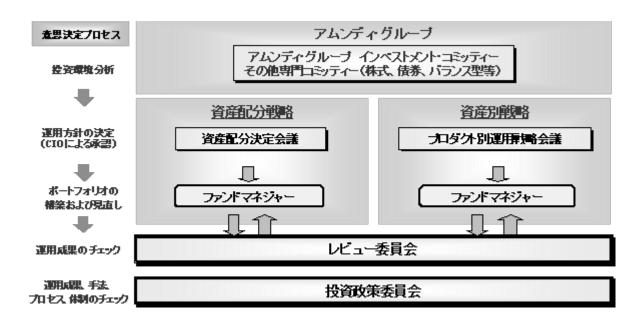
### 委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

#### 投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券 見通し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。

- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

上記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

### 2 【事業の内容及び営業の概況】

### 事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に 定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定 める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引 法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行って います。

### 営業の概況

平成23年6月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

| 種 類        | 本 数 | 純 資 産<br>(百 万 円) |
|------------|-----|------------------|
| 単位型株式投資信託  | 118 | 330,009          |
| 単位型公社債投資信託 | 3   | 3,755            |
| 追加型株式投資信託  | 135 | 1,165,306        |
| 追加型公社債投資信託 | 1   | 19,474           |
| 合計         | 257 | 1,518,544        |

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- (2) 財務諸表及び財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第29期事業年度(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けており、第30期事業年度(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)の財務諸表については、あらた監査法人による監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

## (1)【貸借対照表】

|            |     |            |    | (単位:千円)      |
|------------|-----|------------|----|--------------|
|            |     | 第29期       |    | 第30期         |
|            | (平月 | 成22年3月31日) | (  | (平成23年3月31日) |
| 資産の部       |     |            |    |              |
| 流動資産       |     |            |    |              |
| 現金・預金      |     | 3,573,505  |    | 5,186,673    |
| 有価証券       |     | 1,304,815  |    | 1,001,358    |
| 関係会社短期貸付金  | *1  | 850,000    |    | -            |
| 前払費用       |     | 46,715     |    | 403,282      |
| 未収還付法人税等   |     | -          |    | 93,284       |
| 未収入金       |     | -          |    | 6,479        |
| 未収委託者報酬    |     | 806,446    | *1 | 1,437,380    |
| 未収運用受託報酬   | *1  | 739,788    | *1 | 866,717      |
| 未収投資助言報酬   | *1  | 50,560     |    | 35,736       |
| 未収収益       |     | -          |    | 13,872       |
| 繰延税金資産     |     | -          |    | 178,538      |
| 立替金        |     | 37,211     | *1 | 43,594       |
| 差入保証金      |     | 219,207    |    | -            |
| その他        | *1  | 8,268      |    | 271          |
| 流動資産合計     |     | 7,636,513  |    | 9,267,185    |
| 固定資産       |     |            |    |              |
| 有形固定資産     |     |            |    |              |
| 建物(純額)     | *2  | 2,185      | *2 | 154,935      |
| 器具備品(純額)   | *2  | 52,785     | *2 | 160,814      |
| 有形固定資産合計   |     | 54,969     |    | 315,748      |
| 無形固定資産     |     |            | ,  |              |
| ソフトウエア     |     | 11,690     |    | 15,269       |
| 電話加入権      |     | 2,219      |    | 2,804        |
| 無形固定資産合計   |     | 13,909     |    | 18,074       |
| 投資その他の資産   |     |            |    |              |
| 投資有価証券     |     | 312,532    |    | 316,162      |
| 関係会社株式     |     | 162,693    |    | 86,168       |
| 長期未収入金     |     | 8,000      |    | 7,000        |
| 長期差入保証金    |     | 4,930      |    | 223,620      |
| 長期前払費用     |     | -          |    | 238          |
| ゴルフ会員権     |     | 60         |    | 60           |
| 貸倒引当金      |     | 8,000      |    | 7,000        |
| 投資その他の資産合計 |     | 480,216    |    | 626,248      |
| 固定資産合計     |     | 549,094    |    | 960,069      |
| 資産合計       |     | 8,185,607  |    | 10,227,255   |

(単位:千円)

|              | 第29期     |                         |    |                 |  |
|--------------|----------|-------------------------|----|-----------------|--|
|              | ( 직      | <sup>2</sup> 成22年3月31日) |    | (平成23年3月31日)    |  |
| <br>負債の部     | <u> </u> | <u> </u>                |    | (1111 21212 21) |  |
| 流動負債         |          |                         |    |                 |  |
| リース債務        |          | 6,242                   |    | 4,012           |  |
| 預り金          | *1       | 128,289                 |    | 338,444         |  |
| 未払金          |          | 819,836                 |    | 995,236         |  |
| 未払償還金        |          | 14,564                  |    | 12,745          |  |
| 未払手数料        | *1       | 445,389                 |    | 667,369         |  |
| その他未払金       | *1       | 359,883                 | *1 | 315,122         |  |
| 未払費用         | *1       | 190,445                 | *1 | 306,345         |  |
| 未払法人税等       |          | 224,022                 |    | -               |  |
| 未払消費税等       |          | 42,047                  |    | 10,404          |  |
| 前受収益         |          | 167                     |    | 1,223,720       |  |
| 賞与引当金        |          | 65,000                  |    | 130,583         |  |
| 役員賞与引当金      |          | 18,000                  |    | 19,919          |  |
| 統合関連費用引当金    |          | 368,000                 |    | 143,429         |  |
| その他          |          | 7,568                   |    | <del>-</del>    |  |
| 流動負債合計       |          | 1,869,617               |    | 3,172,092       |  |
| 固定負債         |          |                         |    |                 |  |
| リース債務        |          | 3,532                   |    | 2,000           |  |
| 繰延税金負債       |          | -                       |    | 15,402          |  |
| 退職給付引当金      |          | -                       |    | 55,426          |  |
| 資産除去債務       |          | -                       |    | 58,469          |  |
| 固定負債合計       |          | 3,532                   |    | 131,296         |  |
| 負債合計         |          | 1,873,149               |    | 3,303,389       |  |
| 屯資産の部        |          |                         |    |                 |  |
| 株主資本         |          |                         |    |                 |  |
| 資本金          |          | 1,200,000               |    | 1,200,000       |  |
| 資本剰余金        |          |                         |    |                 |  |
| 資本準備金        |          | 1,076,268               |    | 1,076,268       |  |
| その他資本剰余金     |          | -                       |    | 1,342,567       |  |
| 資本剰余金合計      |          | 1,076,268               |    | 2,418,835       |  |
| 利益剰余金        |          |                         |    |                 |  |
| 利益準備金        |          | 110,093                 |    | 110,093         |  |
| その他利益剰余金     |          | 3,927,410               |    | 3,195,308       |  |
| 別途積立金        |          | 1,600,000               |    | 1,600,000       |  |
| 繰越利益剰余金      |          | 2,327,410               |    | 1,595,308       |  |
| 利益剰余金合計      |          | 4,037,503               |    | 3,305,400       |  |
| 株主資本合計       |          | 6,313,771               |    | 6,924,235       |  |
| 評価・換算差額等     |          |                         | ,  |                 |  |
| その他有価証券評価差額金 |          | 1,313                   |    | 369             |  |
| 評価・換算差額等合計   |          | 1,313                   |    | 369             |  |
| 純資産合計        |          | 6,312,459               |    | 6,923,866       |  |

## (2)【損益計算書】

|           |                | (単位:千円)        |
|-----------|----------------|----------------|
|           | 第29期           | 第30期           |
|           | (自 平成21年 4月 1日 | (自 平成22年 4月 1日 |
|           | 至 平成22年 3月31日) | 至 平成23年 3月31日) |
| 業収益       |                |                |
| 委託者報酬     | 2,824,507      | 7,415,163      |
| 運用受託報酬    | 2,081,219      | 2,351,244      |
| 投資助言報酬    | 116,617        | 48,240         |
| その他営業収益   |                | 149,127        |
| 営業収益合計    | 5,022,343      | 9,963,775      |
| 業費用       |                |                |
| 支払手数料     | 1,435,977      | 3,507,361      |
| 広告宣伝費     | 12,553         | 178,753        |
| 公告費       | 3,942          | -              |
| 調査費       | 515,792        | 1,634,240      |
| 調査費       | 399,056        | 656,837        |
| 委託調査費     | 116,736        | 977,403        |
| 委託計算費     | -              | 20,231         |
| 営業雑経費     | 91,869         | 173,809        |
| 通信費       | 8,381          | 48,587         |
| 印刷費       | 75,346         | 113,422        |
| 協会費       | 8,142          | 11,799         |
| 営業費用合計    | 2,060,134      | 5,514,394      |
| -般管理費     |                |                |
| 給料        | 1,817,215      | 2,765,239      |
| 役員報酬      | 109,283        | 184,220        |
| 給料・手当     | 1,542,436      | 2,237,168      |
| 賞与        | 159,280        | 342,503        |
| 役員賞与      | 6,216          | 1,349          |
| 交際費       | 4,724          | 28,464         |
| 旅費交通費     | 27,346         | 84,716         |
| 租税公課      | 39,820         | 34,849         |
| 不動産賃借料    | 241,861        | 217,062        |
| 賞与引当金繰入   | 65,000         | 130,583        |
| 役員賞与引当金繰入 | 14,764         | 19,919         |
| 退職給付費用    | 71,285         | 236,564        |
| 固定資産減価償却費 | 35,169         | 50,076         |
| 福利厚生費     | 233,485        | 417,155        |
| 諸経費       | 113,206        | 263,708        |
| 一般管理費合計   | 2,663,874      | 4,248,335      |
| 業利益       | 298,335        | 201,046        |

|              |    |           |      | 有価証券届出書(内国 |
|--------------|----|-----------|------|------------|
| 受取配当金        | *1 | 1,001,109 |      | -          |
| 有価証券利息       |    | 14,705    |      | 9,261      |
| 受取利息         | *1 | 18,095    | *1   | 4,455      |
| 有価証券売却益      |    | 374       |      | -          |
| 投資信託監査報酬差益   |    | 292       |      | -          |
| 法人税等還付加算金    |    | 6,464     |      | -          |
| 雑収入          |    | 6,277     |      | 12,052     |
| 営業外収益合計      |    | 1,047,316 |      | 25,769     |
| 営業外費用        |    |           |      |            |
| 支払利息         |    | 43        |      | -          |
| 為替差損         |    | 7,892     |      | 26,339     |
| 有価証券売却損      |    | 5,730     |      | 14,398     |
| 雑損失          |    | 698       |      | 4,091      |
| 営業外費用合計      |    | 14,362    |      | 44,829     |
| 経常利益         |    | 1,331,288 |      | 181,986    |
| 特別利益         |    |           |      |            |
| 集団訴訟和解金      | *2 | 6,809     |      | -          |
| 投資有価証券売却益    |    | 2,794     |      | -          |
| 清算配当金        |    | -         | *1*2 | 636,420    |
| 特別利益合計       |    | 9,603     |      | 636,420    |
| 特別損失         |    |           |      |            |
| 関係会社株式評価損    | *3 | 5,424     |      | -          |
| 減損損失         | *4 | 155,202   | *3   | 6,653      |
| 統合関連費用引当金繰入  |    | 368,000   |      | -          |
| 固定資産除却損      |    | -         | *4   | 3,326      |
| 特別損失合計       |    | 528,626   |      | 9,979      |
| 税引前当期純利益     |    | 812,266   |      | 808,428    |
| 法人税、住民税及び事業税 | *1 | 574,992   |      | 3,153      |
| 過年度法人税等      |    | 4,417     |      | 3,254      |
| 法人税等調整額      |    | 48,478    |      | 34,822     |
| 法人税等合計       |    | 627,887   |      | 34,721     |
| 当期純利益        |    | 184,379   | ,    | 773,707    |
|              |    |           |      |            |

## (3)【株主資本等変動計算書】

|         |                | (単位:千円)        |
|---------|----------------|----------------|
|         | 第29期           | 第30期           |
|         | (自 平成21年 4月 1日 | (自 平成22年 4月 1日 |
|         | 至 平成22年 3月31日) | 至 平成23年 3月31日) |
| 株主資本    |                |                |
| 資本金     |                |                |
| 前期末残高   | 1,200,000      | 1,200,000      |
| 当期変動額   |                |                |
| 当期变動額合計 | -              | -              |
| 当期末残高   | 1,200,000      | 1,200,000      |

|          |                                       | 日叫此为旧山自(八日汉县旧 |
|----------|---------------------------------------|---------------|
| 資本剰余金    |                                       |               |
| 資本準備金    |                                       |               |
| 前期末残高    | 1,076,268                             | 1,076,268     |
| 当期変動額    |                                       |               |
| 当期変動額合計  | <u>-</u>                              | -             |
| 当期末残高    | 1,076,268                             | 1,076,268     |
| その他資本剰余金 |                                       |               |
| 前期末残高    | -                                     | -             |
| 当期变動額    |                                       |               |
| 合併による増加  | <del>-</del>                          | 1,342,567     |
| 当期变動額合計  | -                                     | 1,342,567     |
| 当期末残高    | -                                     | 1,342,567     |
| 資本剰余金合計  |                                       | ,             |
| 前期末残高    | 1,076,268                             | 1,076,268     |
| 当期変動額    |                                       |               |
| 合併による増加  | -                                     | 1,342,567     |
| 当期変動額合計  | -                                     | 1,342,567     |
| 当期末残高    | 1,076,268                             | 2,418,835     |
| 列益剰余金    |                                       |               |
| 利益準備金    |                                       |               |
| 前期末残高    | 110,093                               | 110,093       |
| 当期変動額    |                                       |               |
| 当期変動額合計  | -                                     | -             |
| 当期末残高    | 110,093                               | 110,093       |
| その他利益剰余金 |                                       |               |
| 別途積立金    |                                       |               |
| 前期末残高    | 1,600,000                             | 1,600,000     |
| 当期変動額    |                                       |               |
| 当期変動額合計  | -                                     | -             |
| 当期末残高    | 1,600,000                             | 1,600,000     |
| 繰越利益剰余金  | -                                     |               |
| 前期末残高    | 2,143,031                             | 2,327,410     |
| 当期変動額    |                                       |               |
| 合併による増加  | -                                     | 1,025,810     |
| 剰余金の配当   | -                                     | 480,000       |
| 当期純利益    | 184,379                               | 773,707       |
| 当期变動額合計  | 184,379                               | 732,103       |
| 当期末残高    | 2,327,410                             | 1,595,308     |
| 利益剰余金合計  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | ··            |
| 前期末残高    | 3,853,124                             | 4,037,503     |
| 当期変動額    | -,, <del>-</del> -                    | , ,           |
| 合併による増加  | -                                     | 1,025,810     |
|          |                                       |               |
| 剰余金の配当   | -                                     | 480,000       |

|                     |           | 有価証券届出書(内国投資信託 |
|---------------------|-----------|----------------|
| 当期変動額合計             | 184,379   | 732,103        |
| 当期末残高               | 4,037,503 | 3,305,400      |
| 株主資本合計              |           |                |
| 前期未残高               | 6,129,392 | 6,313,771      |
| 当期变動額               |           |                |
| 合併による増加             | -         | 316,757        |
| 剰余金の配当              | -         | 480,000        |
| 当期純利益               | 184,379   | 773,707        |
| 当期変動額合計             | 184,379   | 610,464        |
| 当期末残高               | 6,313,771 | 6,924,235      |
| 評価・換算差額等            |           |                |
| その他有価証券評価差額金        |           |                |
| 前期末残高               | 761       | 1,313          |
| 当期变動額               |           |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 552       | 944            |
| 当期变動額合計             | 552       | 944            |
| 当期未残高               | 1,313     | 369            |
| 評価・換算差額合計           |           |                |
| 前期末残高               | 761       | 1,313          |
| 当期变動額               |           |                |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 552       | 944            |
| 当期変動額合計             | 552       | 944            |
| 当期末残高               | 1,313     | 369            |
| 純資産合計               |           |                |
| 前期末残高               | 6,128,631 | 6,312,459      |
| 当期变動額               |           |                |
| 合併による増加             | -         | 316,757        |
| 剰余金の配当              | -         | 480,000        |
| 当期純利益               | 184,379   | 773,707        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 552       | 944            |
| 当期变動額合計             | 183,827   | 611,408        |
| 当期末残高               | 6,312,459 | 6,923,866      |
|                     |           |                |

## 重要な会計方針

|                          |          | 第29期         |          | 第30期         |
|--------------------------|----------|--------------|----------|--------------|
|                          | (自       | 平成21年 4月 1日  | (自       | 平成22年 4月 1日  |
|                          | 至        | 平成22年 3月31日) | 至        | 平成23年 3月31日) |
| 1. 有価証券の評価基準及び評価 (<br>方法 | (1) 有価証券 |              | (1) 有価証券 |              |

| I               | 1                      | 有伽証券届出書(内国投資信語<br>'  |
|-----------------|------------------------|----------------------|
|                 | 子会社株式                  | 子会社株式                |
|                 | 移動平均法による原価法を採用して       | 同 左                  |
|                 | おります。                  |                      |
|                 | その他有価証券                | その他有価証券              |
|                 | 時価のあるもの                | 時価のあるもの              |
|                 | 決算日の市場価格等に基づく時価法       | 同 左                  |
|                 | (評価差額は全部純資産直入法により      |                      |
|                 | 処理し、売却原価は移動平均法により      |                      |
|                 | 算定)を採用しております。          |                      |
|                 | 時価のないもの                | 時価のないもの              |
|                 | 移動平均法による原価法を採用して       | 同 左                  |
|                 | おります。                  |                      |
|                 |                        |                      |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産(リース資産を除く)   | (1) 有形固定資産(リース資産を除く) |
|                 | 定額法により償却しております。        | 定額法により償却しております。      |
|                 |                        |                      |
|                 | なお、主な耐用年数は以下のとおり       | なお、主な耐用年数は以下のとおり     |
|                 | であります。                 | であります。               |
|                 | 建物 15年~24年             | 建物 10年~24年           |
|                 | 器具備品 4年~20年            | 器具備品 4年~20年          |
|                 |                        |                      |
|                 | <br> (2) 無形固定資産        | (2) 無形固定資産           |
|                 | <br>  定額法により償却しております。  | 同左                   |
|                 | <br>  自社利用のソフトウエアについて  |                      |
|                 | は、社内における利用可能期間(5年)     |                      |
|                 | に基づく定額法を採用しております。      |                      |
|                 |                        |                      |
|                 | (3) リース資産              | (3) リース資産            |
|                 | <br>  所有権移転外ファイナンス・リース | 所有権移転外ファイナンス・リース     |
|                 | 取引に係るリース資産             | 取引に係るリース資産           |
|                 | リース期間を耐用年数とし、残存価       | 同 左                  |
|                 | 額を零とする定額法によっておりま       |                      |
|                 | <del>ुं</del> ,        |                      |
|                 |                        |                      |
| 3. 引当金の計上基準     | (1) 貸倒引当金              | (1) 貸倒引当金            |

債権の貸倒れによる損失に備えるた め、一般債権については貸倒実績率に より、貸倒懸念債権等特定の債権につ いては個別に回収可能性を勘案し、回 収不能見込額を計上しております。

同左

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当 事業年度末における退職給付債務(直 近の年金財政計算上の責任準備金を もって退職給付債務とする簡便法)及 び年金資産の見込額に基づき計上し ております。

なお、会計基準変更時差異(7,388千 円)については、15年による均等額を 費用処理しております。

#### (追加情報)

当社は平成22年7月1日における旧ク レディ・アグリコル アセットマネジ メント株式会社との合併に伴い、旧ク レディ・アグリコル アセットマネジ メント株式会社における退職給付制 度を継承し、上記の会計処理を採用し ております。

### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備える ため、賞与支給見込額のうち当事業年 度に帰属する額を計上しております。

## (3) 賞与引当金

同左

### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるた め、賞与支給見込額のうち当事業年度 に帰属する額を計上しております。

### (4) 役員賞与引当金

同左

### (4) 統合関連費用引当金

将来のクレディ・アグリコル ア セットマネジメント株式会社との合 併及び事務所移転等に備えるため、将 来発生すると認められる統合関連費 用を合理的に見積もり計上しており ます。

### (5) 統合関連費用引当金

クレディ・アグリコル アセットマ ネジメント株式会社との合併に伴い 将来発生すると認められる統合関連 費用を合理的に見積もり計上してお ります。

## 4. その他財務諸表作成のための (1) 消費税等 基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式に よっております。

### (2) 連結納税制度の適用

当事業年度から、SGAMノースパ シフィック株式会社を連結納税親会 社とする連結納税制度を適用してお ります。

#### (1) 消費税等

同左

### 会計方針の変更

| 第29期           | 第30期   |
|----------------|--|
| (自 平成21年 4月 1日 | (自 平成22年 4月 1日   |
| 至 平成22年 3月31日) | 至 平成23年 3月31日)   |
|                | 1. 企業結合に関する会計基準等   |
|                | 当事業年度より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。        |
|                | 2. 資産除去債務に関する会計基準等<br>当事業年度より、「資産除去債務に関する<br>会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3<br>月31日)及び「資産除去債務に関する会計基<br>準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21<br>号 平成20年3月31日)を適用しております。こ<br>れにより、当事業年度の営業利益、経常利益及<br>び税引前純利益は、それぞれ3,421千円減少し<br>ております。 |

## 表示方法の変更

| 第29期           | 第30期  |
|----------------|---|
| (自 平成21年 4月 1日 | (自 平成22年 4月 1日  |
| 至 平成22年 3月31日) | 至 平成23年 3月31日)  |
|                | (損益計算書)<br>従来区分掲記していた「公告費」を、当事業年度か<br>ら「広告宣伝費」に含めて表示しております。 |
|                |   |

## <u>次へ</u>

### 注記事項

## (貸借対照表関係)

| 第29期                               |  |  | 第30期   |  |  |
|------------------------------------|--|--|--|--|--|
| (平成22年3月31日現在)                     |  | (平成23年3月31日現在)   |  |  |  |
| *1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 |  | *1 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。   |  |  |  |
|                                    | 未収運用受託報酬<br>未収投資助言報酬<br>その他<br>関係会社短期貸付金<br>預り金<br>未払手数料<br>未払費用<br>その他未払金<br>その他未払金<br>であり、連結納税親会社です。 | 11,412千円<br>949千円<br>3,636千円<br>850,000千円<br>898千円<br>16,782千円<br>10,849千円<br>352,967千円<br>税額のうち、当社の個別帰属<br>入支出すべき金額でありま | 未収委託者報酬<br>未収運用受託報酬<br>立替金<br>その他未払金<br>未払費用 | 71,963千円<br>42,600千円<br>2,150千円<br>30,758千円<br>6,620千円 |  |
| *2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。     |  | *2 有形固定資産の減価償却<br>あります。  | 累計額は以下のとおりで                                  |  |  |
| 建物 75,375千円                        |  | 建物   | 44,048千円                                     |  |  |
|                                    | 器具備品   | 71,847千円   | 器具備品   | 117,902千円  |  |

### (損益計算書関係)

| 第29期   |                       |    |  | 第30期                   |       |           |
|--|-----------------------|----|--|------------------------|-------|-----------|
| (自 平成21年 4月 1日   |                       |    | (自 平成22年 4月 1日                                   |                        |       |           |
|  | 至 平成22年 3月31日)        |    |  | 至 平成23年 3月31日)         |       |           |
| *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 * 以下のとおりであります。   |                       | *1 | *1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。            |                        |       |           |
|  | 受取利息 14,758千          | 円  |  | 受取利息                   |       | 3,717千円   |
|  | 受取配当金 1,001,079千      | 円  |  | 清算配当金                  |       | 636,420千円 |
|  | 法人税、住民税及び事業税 360,805千 | 円  |  |                        |       |           |
| 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。  |                       |    |  |                        |       |           |
| *2 特別利益に含まれる集団訴訟和解金<br>集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファ<br>ンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟<br>が和解し、当該和解金を受領したものであります。 |                       | *2 | 特別利益に含まれる<br>清算配当金は、当社<br>セットマネジメント<br>清算配当金でありま | ±の子会社である<br>- (シンガポール) |       |           |
| *3   | 特別損失に含まれる関係会社株式評価損    |    | *3   | 特別損失に含まれる              | ら減損損失 |           |

関係会社株式評価損は、当社の100%子会社である デラウエア社について実質価額まで減損処理した ものであります。

### \*4 特別損失に含まれる減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 場所   | 用途   | 種類       |
|------|------|----------|
| 本計ビル | 処分予定 | 器具備品(絵画) |
| 本社にル | 資産   | 建物       |

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。

今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

器具備品(絵画)は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品(絵画)については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。

建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

| (減損損失の金額) |           |
|-----------|-----------|
| 建物        | 86,802千円  |
| 器具備品      | 68,399千円  |
| 合 計       | 155,202千円 |

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。

| 場所      | 用途   | 種類   |
|---------|------|------|
| NTT幕張ビル | 処分予定 | 建物   |
| NII春旅Cル | 資産   | 器具備品 |

当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が 一体となってキャッシュフローを生み出す単位 として取り扱っております。

当社は、ビジネス コンティニュイティ プラン (BCP)の一環として事故や災害等に備え千葉県 千葉市美浜区に所在するNTT幕張ビルに事務所を 賃貸しておりました。しかしながら、当事業年度 末に発生しました東日本大震災の発生により、通信・交通網の遮断等が業務に及ぼす影響を鑑み、大阪府大阪市中央区に所在するエプソン大阪ビルにBCPの事務所を移転することとなりました。その為、当初の予定より早期に資産を除却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。

NTT幕張ビルの事務所の建物と器具備品の一部については、処分予定時における残存帳簿価格から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。

| (減損損失の金額) |         |
|-----------|---------|
| 建物        | 3,071千円 |
| 器具備品      | 3,581千円 |
| 合 計       | 6,653千円 |

#### \*4 特別損失に含まれる固定資産除却損

固定資産除却損額は、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い 不要となった固定資産の除却であります。

#### 第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 前事業年度末<br>(千株) | 増加<br>(千株) | 減少<br>(千株) | 当事業年度末<br>(千株) |
|-------|----------------|------------|------------|----------------|
| 普通株式  | 2,400          | -          | -          | 2,400          |

### 2.配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

(1)配当金の総額 480百万円
(2)1株当たり配当額 200円
(3)基準日 平成22年3月31日
(4)効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

#### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 1.発行済株式に関する事項

| 株式の種類          | 前事業年度末 | 増加   | 減少   | 当事業年度末 |
|----------------|--------|------|------|--------|
| イ木エトリンが里突見<br> | (千株)   | (千株) | (千株) | (千株)   |
| 普通株式           | 2,400  | -    | -    | 2,400  |

### 2.配当に関する事項

配当金支払額

| (決議 )                    | 株式の<br>種類 | 配当金の<br>総額 (千<br>円) | 一株当たり<br>配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------------|-----------|---------------------|---------------------|------------|-----------|
| 平成22年6月30日<br>定時株主<br>総会 | 普通 株式     | 480,000             | 200                 | 平成22年3月31日 | 平成22年7月1日 |

配当原資については、利益剰余金としております。

### (リース取引関係)

|                | 第29期               | 第30期               |  |  |
|----------------|--------------------|--------------------|--|--|
| (自 平成21年 4月 1日 |                    | (自 平成22年 4月 1日     |  |  |
|                | 至 平成22年 3月31日)     | 至 平成23年 3月31日)     |  |  |
|                |                    |                    |  |  |
|                | ファイナンス・リース取引       | ファイナンス・リース取引       |  |  |
|                | 所有権移転外ファイナンス・リース取引 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引 |  |  |

(1) リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 (1)リース資産の内容 有形固定資産 同 左

(2) リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 (2)リース資産の減価償却方法 同左

### (金融商品関係)

### 第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持する ことにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

|                 | 貸借対照表<br>計上額(*) | 時価(*)     | 差額 |
|-----------------|-----------------|-----------|----|
| (1)現金・預金        | 3,573,505       | 3,573,505 | -  |
| (2) 関係会社短期貸付金   | 850,000         | 850,000   | -  |
| (3)未収委託者報酬      | 806,446         | 806,446   | -  |
| (4)未収運用受託報酬     | 739,788         | 739,788   | -  |
| (5)有価証券及び投資有価証券 | 1,617,348       | 1,617,348 | -  |
| (6)未払手数料        | (445,389)       | (445,389) | -  |

(\*)負債に計上されているものについては、( )で示しております。

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1)現金・預金、(2)関係会社短期貸付金、(3)未収委託者報酬、(4)未収運用受託報酬、並びに(6)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分     | 貸借対照表額(千円) |  |
|--------|------------|--|
| 関係会社株式 | 162,693千円  |  |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

|                             | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年超 |
|-----------------------------|-----------|-------------|--------------|------|
| 現金・預金                       | 3,573,505 | -           | -            | -    |
| 関係会社短期貸付金                   | 850,000   | -           | -            | -    |
| 未収委託者報酬                     | 806,446   | -           | -            | -    |
| 未収運用受託報酬                    | 739,788   | -           | -            | -    |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他の有価証券のうち |           |             |              |      |
| 満期のあるもの(国債)                 | 300,000   | 300,000     | -            | -    |
| 合計                          | 6,269,739 | 300,000     | -            | -    |

#### (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

#### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成23年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位:千円)

|     |              | 貸借対照表<br>計上額 | 時価        | 差額 |
|-----|--------------|--------------|-----------|----|
| (1) | 現金・預金        | 5,186,673    | 5,186,673 | -  |
| (2) | 未収委託者報酬      | 1,437,380    | 1,437,380 | 1  |
| (3) | 未収運用受託報酬     | 866,717      | 866,717   | 1  |
| (4) | 有価証券及び投資有価証券 | 1,317,520    | 1,317,520 | -  |
| 資産  | 計            | 8,808,290    | 8,808,290 | -  |
| (1) | 未払手数料        | 667,369      | 667,369   | -  |
| 負債  | ī†           | 667,369      | 667,369   | -  |

#### (注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。 また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

## <u>負債</u>

### (1) 未払手数料

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。関係会社株式は、当社の100%子会社であるデラウエア社の株式です。

| 区分     | 貸借対照表計上額(千円) |  |
|--------|--------------|--|
| 関係会社株式 | 86,168       |  |

### (注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

|                                       | 1年以内      | 1年超<br>5年以内 | 5年超<br>10年以内 | 10年以上 |
|---------------------------------------|-----------|-------------|--------------|-------|
| 現金・預金                                 | 5,186,673 | -           | -            | -     |
| 未収委託者報酬                               | 1,437,380 | -           | -            | -     |
| 未収運用受託報酬                              | 866,717   | -           | -            | -     |
| 有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券のうち満期のあるもの(国債) | -         | 300,000     | -            | -     |
| 合計                                    | 7,490,770 | 300,000     | -            | -     |

### (有価証券関係)

#### 第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### 1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額162,693千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

|            | 種類        | 取得原価 (千円) | 貸借対照表計上額 (千円) | 差額(千円) |
|------------|-----------|-----------|---------------|--------|
|            | (1)株式     | -         | -             | -      |
| 貸借対照表計上額が取 | (2)債券     | 305,685   | 308,040       | 2,355  |
| 得原価を超えるもの  | (3) その他   | -         | -             | -      |
|            | 小計        | 305,685   | 308,040       | 2,355  |
|            | (1)株式     | -         | -             | -      |
| 貸借対照表計上額が取 | (2)債券     | 306,150   | 303,990       | 2,160  |
| 得原価を超えないもの | (3)その他(注) | 1,006,825 | 1,005,318     | 1,508  |
|            | 小計        | 1,312,975 | 1,309,308     | 3,668  |
| 合計         |           | 1,618,660 | 1,617,348     | 1,313  |

(注)投資信託受益証券であります。

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

|  | 売却額(千円) | 売却益の合計額<br>(千円) | 売却損の合計額<br>(千円) |
|--|---------|-----------------|-----------------|
|--|---------|-----------------|-----------------|

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

| 株式   | 404     | 374   | -     |
|------|---------|-------|-------|
| 国債   | 300,000 |       | 5,730 |
| 投資信託 | 96,794  | 2,794 | •     |

#### 4.減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 1.子会社株式

子会社株式(貸借対照表計上額86,168千円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

### 2. その他有価証券

|                  | 種類                | 取得原価      | 貸借対照表     | 差額    |  |
|------------------|-------------------|-----------|-----------|-------|--|
|                  | ↑里 <del>火</del> 貝 | (千円)      | 計上額(千円)   | (千円)  |  |
|                  | (1)株式             | -         | -         | -     |  |
| <br>  貸借対照表計上額が取 | (2)債券             | -         | -         | -     |  |
| 得原価を超えるもの        | (3)その他(注)         | 7,000     | 8,488     | 1,488 |  |
|                  | 小計                | 7,000     | 8,488     | 1,488 |  |
|                  | (1)株式             | -         | -         | -     |  |
| 貸借対照表計上額が取       | (2)債券             | 305,685   | 304,560   | 1,125 |  |
| 得原価を超えないもの       | (3)その他(注)         | 1,005,458 | 1,004,472 | 986   |  |
|                  | 小計                | 1,311,143 | 1,309,032 | 2,111 |  |
| 合計               |                   | 1,318,143 | 1,317,520 | 623   |  |

### (注)投資信託受益証券であります

### 3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

|      | 売却額(千円) | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |  |  |
|------|---------|---------|---------|--|--|
|      |         | (千円)    | (千円)    |  |  |
| 株式   | •       | -       | -       |  |  |
| 国債   | 300,000 | -       | 6,150   |  |  |
| 投資信託 | 3,734   | 965     | 9,214   |  |  |

## (デリバティブ取引関係)

#### 第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

### (退職給付関係)

#### 第29期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

### 2. 退職給付費用の額

| 退職給付費用*1 | 20,900 千円 |
|----------|-----------|
| その他 *2   | 50,386 千円 |
| 合計       | 71,285 千円 |

<sup>\*1</sup> 退職給付費用は、退職金支払額であります。

#### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。また、平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承しております。

### 2. 退職給付債務及びその内訳

| (1) 退職給付債務(千円)            | 173,288 |
|---------------------------|---------|
| (2) 年金資産(千円)              | 115,892 |
| (3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)  | 57,396  |
| (4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)    | 1,970   |
| (5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円) | 55,426  |
| (6) 前払年金費用(千円)            | -       |
| (7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)    | 55,426  |

### 3. 退職給付費用の内訳

| 退職給付費用                  | 236,564 |
|-------------------------|---------|
| (1) 確定拠出型年金掛金支払額(千円)    | 90,313  |
| (2) 勤務費用(千円)            | 38,820  |
| (3) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円) | 492     |
| (4) 臨時に支払った割増退職金(千円)    | 106,939 |

#### 4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成10年6月16日))に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

<sup>\*2</sup> その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

## (税効果会計関係)

|     | 第29期  |         | 第30期   |                |  |  |  |  |
|-----|---|---------|--|----------------|--|--|--|--|
|     | (平成22年3月31日現在)                                  |         | (平成23年3月31日現在)                                       |                |  |  |  |  |
| 1.  | 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の<br>訳                         | 主な原因別の内 | 1 . 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内<br>1 . 訳               |                |  |  |  |  |
| 繰延和 | 说金資産  | (千円)    | 繰延税金資産   | (千円)           |  |  |  |  |
|     | 子会社株式に係る株式配当認定益                                 | 17,208  | 前受収益否認額  | 497,932        |  |  |  |  |
|     | 賞与引当金等損金算入限度超過額                                 | 40,333  | 繰越欠損金  | 861,283        |  |  |  |  |
|     | 貸倒引当金損金算入限度超過額                                  | 3,255   | 未払費用否認額  | 110,997        |  |  |  |  |
|     | 未払事業税等否認額                                       | 55,885  | 賞与引当金等損金算入限度額超過                                      | 額 53,134       |  |  |  |  |
|     | ゴルフ会員権評価損否認額                                    | 8,927   | 退職給付引当金損金算入限度額超                                      | 過額 22,553      |  |  |  |  |
|     | その他有価証券評価差額金                                    | 485     | 減価償却資産   | 18,817         |  |  |  |  |
|     | 統合関連費用引当金繰入否認額                                  | 149,739 | 資産除去債務   | 23,791         |  |  |  |  |
|     | 関係会社株式に係る評価損否認額                                 | 2,207   | その他  | 24,839         |  |  |  |  |
|     | 固定資産減損損失否認額                                     | 63,152  | 繰延税金資産小計   | 1,613,345      |  |  |  |  |
|     | 未払費用否認額   | 16,228  | 評価性引当金   | 1,427,810      |  |  |  |  |
|     | 繰延税金資産小計  | 357,420 | 繰延税金負債との相殺   | 6,997          |  |  |  |  |
|     | 評価性引当額  | 357,420 | 繰延税金資産合計   | 178,538        |  |  |  |  |
|     | 繰延税金資産合計  | -       | 繰延税金負債   |                |  |  |  |  |
|     |   |         | 資産除去債務に対応する除去費用                                      | 22,399         |  |  |  |  |
|     |   |         | 繰延税金負債小計   | 22,399         |  |  |  |  |
|     |   |         | 繰延税金資産との相殺   | 6,997          |  |  |  |  |
|     |   |         | 繰延税金負債合計   | 15,402         |  |  |  |  |
| 2.  | 法定実効税率と税効果会計適用後の法人の間に重要な差異があるときの、当該差異た主要な項目別の内訳 |         | 法定実効税率と税効果会計適用後<br>2. の間に重要な差異があるときの、当<br>た主要な項目別の内訳 |                |  |  |  |  |
| 法定  | 実効税率  | 40.69%  | 火事类在在计数引益火炬体到关上。                                     | かってかり + ナゼ · ギ |  |  |  |  |
| (調  | 整)  |         | 当事業年度は税引前当期純利益と<br>務上の課税所得が発生していない。                  |                |  |  |  |  |
|     | 交際費等永久に損金に算入されない項目                              | 8.46%   | ります。   |                |  |  |  |  |
|     | 住民税均等割  | 0.28%   |  |                |  |  |  |  |
|     | 評価性引当額  | 40.36%  |  |                |  |  |  |  |
|     | 過年度法人税等還付額                                      | -       |  |                |  |  |  |  |
|     | 過年度法人税等追徵額                                      | -       |  |                |  |  |  |  |
|     | 過年度法人税等   | 0.54%   |  |                |  |  |  |  |
|     | 税額控除額   | 12.95%  |  |                |  |  |  |  |
|     | その他   | 0.08%   |  |                |  |  |  |  |
| 税効勢 | 果会計適用後の法人税等の負担率                                 | 77.30%  |  |                |  |  |  |  |
|     |   |         |  |                |  |  |  |  |

#### 第30期

(自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

#### (共通支配下の取引等関係)

- 1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的
  - (1) 対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

(2) 事業内容

投資顧問に関する業務 証券投資信託の委託会社としての業務 その他上記の業務に付帯する業務

(3) 企業結合日

平成22年7月1日

(4) 企業結合の法的形式 吸収合併

(5) 結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

(6) その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル エス・エーとソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

### 2 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

#### (資産除去債務関係)

#### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

#### 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う 国債の流通利回り(2.0%)を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高(注1) 120,000 千円 有形固定資産の取得に伴う増加額(注2) 57,617 千円 時の経過による調整額 852 千円 資産除去債務の履行による減少額 120,000 千円 その他増減額(は減少) - 千円 当期末残高 58,469 千円

- (注1) 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業 会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年 度の末日における残高に代えて、当事業年度の期首における残高を記載して おります。
- (注2) 合併による有形固定資産の取得も含みます。

### (セグメント情報等)

### [セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

### [関連情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 製品およびサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、

記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

### (1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

### (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域 ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

### 「報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

当社は開示対象となるセグメントはありませんので、報告セグメントごとの固定資産の減損損失の記載を 省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

#### 「報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 ]

第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 該当事項はありません。

### (追加情報)

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)を適用しております。

### <u>次へ</u>

#### (関連当事者情報)

### 第29期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

|     |   | 資本金   -    | 事業の議決権等関係内容  | 内容          |                 | 取引         |      | 期末           |         |             |         |               |         |
|-----|---|------------|--------------|-------------|-----------------|------------|------|--------------|---------|-------------|---------|---------------|---------|
| 種 類 | 種類 会社等の名称 所在地 又は<br>出資金 内容<br>の所有<br>(被所有<br>職業 の所有 | (被所有)      | 役員の<br>兼任等   | 事業上<br>の関係  | 取引の内容           | 金額<br>(千円) | 科目   | 残高 (千円)      |         |             |         |               |         |
|     |   |            |              |             |                 |            |      |              |         | 資金の貸付<br>*1 | -       | 関係会社短<br>期貸付金 | 850,000 |
| 親会社 | SGAMノースパシ<br>フィック株式会社                               | 東京都<br>中央区 | 3,150<br>百万円 | 有価証券<br>の保有 | (被所有)<br>直接100% | 兼任<br>1人   | 持株会社 | 利息の受取<br>*1  | 14,748  | 未収収益        | 3,636   |               |         |
|     |   |            |              |             |                 |            |      | 連結法人税の<br>支払 | 360,805 | その他<br>未払金  | 352,967 |               |         |

#### (注)

### 1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりましたSGAMノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディエス・エーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディエス・エーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エスアーに移管しております。

- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### (2) 当社と同一の親会社を持つ会社

| 種 類             | 会 社 等 の<br>名 称                                   | 所在地                     | 資本金<br>又 は<br>出資金        | 事業の<br>内 容<br>又 は<br>職 業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割 合 | 関係<br>役員の<br>兼任等 | 条内容<br>事業上<br>の関係 | 取引の内容        | 取引<br>金額<br>(千円) | 科目           | 期末<br>残高<br>(千円) |
|-----------------|--|-------------------------|--------------------------|--------------------------|-----------------------------|------------------|-------------------|--------------|------------------|--------------|------------------|
| *** ^ *I        | ソシエテジェネ  |                         |                          |                          |                             |                  | 運用 再委託            | 運用受託報酬 *1    | 58,933           | 未収運用<br>受託報酬 | 23,615           |
| 親会社 の子会 社       | ラル ジェス<br>チョン エス                                 | フランス<br>パリ市             | 567,034<br>千ユ <b>ー</b> ロ | 投 資<br>顧問業               | なし                          | なし               | 運用助言              | 投資助言報酬<br>*1 | 54,503           | 未収投資<br>助言報酬 | 40,873           |
| 12              | アー   |                         |                          |                          |                             |                  | 運用<br>再委託         | 委託者報酬<br>*1  | 198,158          | 未収委託<br>者報酬  | 136,620          |
| 親会社<br>の子会<br>社 | ソシエテジェネ<br>ラル アセット<br>マネジメント<br>ルクセンブルグ<br>エス アー | ルクセンブルグ<br>ルクセンブルグ<br>市 | 5,000<br>千ユーロ            | 投 資<br>顧問業               | なし                          | なし               | 運用<br>再委託         | 運用受託報酬<br>*1 | 39,155           | 未収運用<br>受託報酬 | 2,190            |

(注)

- 1. ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス・エーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引(運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円)を含めて開示しております。
- 2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
- 3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
- 2.親会社に関する注記

#### 親会社情報

SGAMノースパシフィック株式会社(非上場) アムンディ エス・エー(非上場)

## 第30期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

## 1.関連当事者との取引

### (1) 当社の親会社及び法人主要株主等

|     | ۵ ¼ × ۵           |      | 次士会只         | 事業の            | 議決権等の             | 関係         | 系 内 容      |              | 四二合類      |    | - サナび   古 |
|-----|-------------------|------|--------------|----------------|-------------------|------------|------------|--------------|-----------|----|-----------|
| 種 類 | 会社等の名称            | 所在地  | 資本金又<br>は出資金 | 内容<br>又は<br>職業 | 所有<br>(被所有)<br>割合 | 役員の<br>兼任等 | 事業上の<br>関係 | 取引の内容        | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高 (千円) |
| 親会社 | アムンディ・<br>ジャパン ホー | 東京都  | 5,400        | 有価証券           | (被有)              | 兼任 1       | 持株会社       | 貸付金の回収<br>*1 | 850,000   | -  | -         |
| 祝云Ղ | ルディング株 式会社        | 千代田区 | 百万           | の保有            | 100%              |            | 771体本化     | 利息の受取<br>*1  | 3,717     | -  | -         |

#### (注)

- 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
  - \*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としておりま す。なお担保は受け入れておりません。
- 2. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 当社の子会社等

| 種 類 | 会社等の                                   |                       | 資本金又<br>は出資金 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等の<br>所有(被所<br>有)割合 | 関係内容       |            | 取引の     | mal今結     |    |                  |
|-----|--|-----------------------|--------------|------------|------------------------|------------|------------|---------|-----------|----|------------------|
|     | 名称                                     | 所在地                   |              |            |                        | 役員の<br>兼任等 | 事業上<br>の関係 | 内容      | 取引金額 (千円) | 科目 | 期末残高  <br>  (千円) |
| 子会社 | エスジーアセッ<br>トマネジメント<br>(シンガポー<br>ル)株式会社 | 1 ·/ / / / / / — // . | -            | 投資顧問業      | (所有)<br>直接<br>85%      | なし         | アジア地域の運用拠点 | 清算受取配当金 | 636,420   | -  | -                |

<sup>(</sup>注)エスジーアセットマネジメント(シンガポール)株式会社は平成23年3月2日より解散手続を開始しております。

#### (3) 当社と同一の親会社を持つ会社

| 種 類 | 一一会社等の一             |        | 資本金又<br>は出資金 | 事業の内容又は職業     | 議決権等<br>の所有<br>(被所<br>有)割合 | 関係内容        |              |       | 取引金額    |      | 期末残高    |
|-----|---------------------|--------|--------------|---------------|----------------------------|-------------|--------------|-------|---------|------|---------|
|     |                     | 所在地    |              |               |                            | 役員の<br>兼任等  | 事業上<br>の関係   | 取引の内容 | (千円)    | 科目   | (千円)    |
| 兄弟  | アムンディ・インベストメ        | フランス パ | 78,077       | 投資顧問業         |                            | <i>t</i> >1 | 投資助言<br>契約の再 | 委託調査費 | 222 772 | 前払費用 | 325,461 |
| 会社  | ント・ソ<br>リューション<br>ズ | リ市     | (ユーロ)        | <b>投</b> 貝麒问来 | -                          | なし          | 委任等          | 等の支払  | 223,772 | 未払金  | 622     |

#### (注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

# 2.親会社に関する注記

親会社情報

現会在情報 アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社(非上場) アムンディ エス・エー(非上場) アムンディ・グループ エス・エー(非上場) クレディ・アグリコル エス・エー(ユーロネクスト パリに上場)

### (一株当たり情報)

| 第29期                      |                     | 第30期                      |                      |  |  |
|---------------------------|---------------------|---------------------------|----------------------|--|--|
| (自 平成21年 4月               | 1日                  | (自 平成22年 4月 1日            |                      |  |  |
| 至 平成22年 3月                | ]31日)               | 至 平成23年 3月31日)            |                      |  |  |
| 1株当たり純資産額<br>1株当たり当期純利益金額 | 2,630.19円<br>76.82円 | 1株当たり純資産額<br>1株当たり当期純利益金額 | 2,884.94円<br>322.38円 |  |  |

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載 しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当期純利益773,707千円普通株式に係る当期純利益773,707千円期中平均株式数2,400千株

# (重要な後発事象)

#### 第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

#### (企業結合等関係)

当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社(以下「CAAMJ」という)と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。

#### 合併の理由:

両社の親会社(最終株主)の統合に伴うもの

#### 合併の概要:

- (1)合併する相手先の名称: CAAMJ
- (2)合併の方法: 当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。
- (3)合併後の会社の名称:アムンディ・ジャパン株式会社と称する。
- (4)合併に際して発行する株式:本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。
- (5)資本金及び準備金等:本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。
- (6)効力発生日:合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。
- (7)財産の引継ぎ: CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。
- (8)合併交付金:当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。

#### 第30期

(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

該当事項はありません。

#### 4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれ がないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等 (委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)または子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記 、 に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項 役付取締役の種別と人数の規定が変更になりました。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

#### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

・名称 株式会社りそな銀行

・資本金の額 279,928百万円(平成23年3月末日現在)

・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

| 名称             | 資本金           | 事業の内容                               |  |  |
|----------------|---------------|-------------------------------------|--|--|
|                | (平成23年3月末日現在) |                                     |  |  |
| 株式会社りそな銀行      | 279,928百万円    | <br> <br>  銀行法に基づき銀行業を営んで           |  |  |
| 株式会社埼玉りそな銀行    | 70,000百万円     | 郵1] 法に参りさ 郵1] 未を含ん (<br> <br>  います。 |  |  |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行  | 1,711,958百万円  | 112.9                               |  |  |
| 東海東京証券株式会社     | 6,000百万円      |                                     |  |  |
| むさし証券株式会社      | 5,000百万円      | <br> <br>  金融商品取引法に定める第一種           |  |  |
| ワイエム証券株式会社     | 1,270百万円      | 金融商品取引業を営んでいます。                     |  |  |
| 浜銀TT証券株式会社     | 3,307百万円      | 並織的印象コ素を含んているり。                     |  |  |
| 西日本シティTT証券株式会社 | 1,575百万円      |                                     |  |  |

株式会社三菱東京UFJ銀行は、ファンドの新規の販売は行いません。一部解約請求の受付ならびに収益分配金、一部解約代金および償還金の支払等のみ行います。

#### 2【関係業務の概要】

### (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### <再信託受託会社の概要>

・名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額 : 51,000百万円(平成23年3月末日現在)

・事業の内容 :銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社 から再信託受託会社(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委

託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的と

します。

### (2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び

収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

# 3【資本関係】

- (1)受託会社該当事項はありません。
- (2) 販売会社 該当事項はありません。

#### 第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第13条の規定に基づき作成する目論見書を「投資信託説明書(目論見書)」、「投資信託説明書(交付目論見書)」および「投資信託説明書(請求目論見書)」と称して使用する場合があります。
- (2) 交付目論見書の表紙等に委託会社の名称、金融商品取引業者の登録番号、交付目論見書の使用開始日、その他ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称、ファンドの商品分類および属性区分等を記載することがあります。また、投資信託財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載します。
- (3)請求目論見書の巻末に約款の全文を記載します。
- (4) 届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、ファンドの特色やリスク等について投資者に開示すべき情報のあるファンドは、交付目論見書に「追加的記載事項」と明記して当該情報の内容等を有価証券届出書の記載にしたがい記載することがあります。
- (5) 交付目論見書の運用実績は適宜更新することがあります。
- (6)目論見書は電子媒体等として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

その他の情報については、委託会社のインターネットホームページアドレス (下記、お問合せ先)に て入手・閲覧することができます。

## アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の監査報告書

平成23年7月13日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成22年12月1日から平成23年5月31日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成23年5月31日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注1)上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途 保管しております。

<sup>(</sup>注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)



## 独立監査人の監査報告書

平成23年1月19日

アムンディ・ジャパン株式会社取締役会御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそなMMF(マネー・マネージメント・ファンド)の平成22年6月1日から平成22年11月30日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、 りそなMMF (マネー・マネージメント・ファンド)の平成22年11月30日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士 法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注1)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書 提出会社)が別途保管しております。
- (注2)財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。



EDINET提出書類 アムンディ・ジャパン株式会社(E09666) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

# 独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取 締 役 会

御中

有限責任監査法人 トーマッ

| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木吉彦 印 |
|--------------------|-------|--------|
| 指定有限責任社員           | 公認会計士 | 山田信之 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

## 追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が 別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成23年6月17日

アムンディ・ジャパン株式会社 取締役会御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 男澤 顕 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書 提出会社)が別途保管しております。